

# **水源開発問題全国連絡会**

## **第3回総会**

1996年11月23日

岐阜県大垣市

# 経過報告と課題

## 1. 経過報告

主な動き

- 11月27日 シンポジウム「公共事業チェックと政治改革」星陵会館  
大規模林道ネットワークと共に
- 1月11日 建設省河川局開発課ダム審議会担当者との交渉
- 3月13日 沙流川（二風谷）中間答申
- 4月20日 渡良瀬遊水地シンポ（建設省出席）
- 5月24日 シンポジウム「ダム審議会を問う」衆議院第一議員会館  
6月10日 苦田ダム答申
- 6月14日 見直し機関問題勉強会 講師 梶山正三弁護士
- 6月28日 中国地建交渉
- 7月11日 建設省河川局開発課長交渉
- 8月10日 川辺川ダム答申
- 9月 8日 苦田ダムシンポジウム（建設省出席）
- 10月24日 建設省河川局 ダム審議委員会担当者との交渉

### 1) ダム審議委員会への対応

この一年間の水源連の活動は、昨年6月30日に建設省が発表した「ダム審議委員会」を含む「新しい評価システム」への対応が一番大きな課題でした。

対象となった11事業の内、木頭村の村長・議長が委員就任拒否を貫く細川内ダム以外は審議委員会が設置され、今年4月以降新たに成瀬ダム、高梁川総合開発についても審議委員会が設置され、これまでに12のダム審議委員会が設置されました。

これらの中で二風谷ダムに関しては今年3月13日中間答申が出され、4月からの試験湛水を全く不当な根拠で認めました。

また、苦田ダムに関しても、6月10日にはたった3回の形式的な会議で最終答申が出され、事業推進を明確にしました。また川辺川ダムに関しても、8月10日に答申が出され、利水の問題やクマタカの生息問題などを無視してゴーサインが出されました。それをうけて、五木、相良両村は九州地方建設局、熊本県と、11月11日、計画発表から三十年の今、ダム本体着工に関する協定締結に追い込まれました。

5月に発足したばかりの高梁川総合開発事業に関しては7月29日に答申が出され、建設推進が明らかにされました。

これらのダム審議委員会の動向は、一部運動の成果として「渡良瀬遊水地開発」に関する事業延期や「小川原湖総合開発」のような事業中止の動きもありますが、「『評価システムの試行』のねらいは『ダム事業の推進』と『全国で闘われている水源開発反対運動の切り崩し』にある」（「ダム事業の評価システムの試行に対する水源開発問題全国連絡会の見解」 95年7月26日）という私たちの主張を裏付けるものでした。

水源開発問題全国連絡会としては、建設大臣、地方建設局長、審議委員会委員長に向けた抗議・要請行動（数回にわたる文書での申し入れ、1月11日建設省交渉、6

月28日中国地建交渉、7月11日建設省交渉など）および5月24日シンポジウム「ダム審議委員会を問う！」を行ってきました。同時に、各地方建設局と住民団体とが連続シンポジウムを持つことを建設省に提起してきました。

ことに5月24日のシンポジウム「ダム審議委員会を問う！」は、全国のダム反対運動団体、建設省、国会議員を含め100名を越える参加者を得て行われました。そこでは、沙流川（二風谷ダム）、徳山ダム、足羽川ダム、苦田ダム、吉野川第十堰、川辺川ダムの現地から各審議委員会の実態を報告してもらい、表向き建設省が言うような「見直し機関」の実体をなすものではないという事実を突きつけました。また細川内ダム問題では木頭村長がなぜ審議委員会に加わらないのかを明確にしました。その場での建設省側の回答はこれまでの建前論を繰り返すのみで、何等私たちの指摘に答えるものではありませんでした。

6月28日には、6月10日に出された苦田ダムに関する答申についての对中国地建交渉を行いました。緊急の呼びかけにもかかわらず、熊本・岐阜・徳島・東京・岡山から15名が広島での交渉に参加し、「現時点で苦田ダム建設の是非にまでさかのぼって議論することは適切ではない」等というひどい内容の答申の撤回を要求しました。

更に、7月11日の建設省河川局開発課長との交渉でもダム審議委員会の問題点を指摘し、5月24日に出している5項目の要求（次項参照）を再度行うとともに、苦田ダムの答申の不当性を主張しましたが、建設省は「当面このまま継続する」と強弁するのみでした。

このようにダム審議委員会を利用した事業推進の動きが強まる中で、各地の団体では傍聴要請、意見書の提出、公聴会を巡ってそのあり方の問題を指摘したり、公聴会で事業の欺瞞性を主張したりと様々に工夫をした取り組みがなされてきました。また、川辺川ダム審議委員会に対しては答申の直前に「審議委員会の解散要求」なども行ってきました。

足羽川ダムや徳山ダムについても審議委員会の動きは確実に進んでおり現地では、申し入れや、公聴会での陳述などでダム計画と、審議委員会の問題点を追及し、専門委員会の設置要求等をしてきています。

こうした各審議委員会に対する直接的な行動だけでなく、川辺川ダムの利水事業は不要であるとする「国営川辺川土地改良事業」の「意義申し立て棄却の取り消し」を求める866人もの関係農家らの行政訴訟の提訴や、建設省を巻き込んだシンポジウム開催（渡良瀬遊水地・苦田ダム・吉野川第十堰〔吉野川シンポジウムは水源連未加入〕等の行動が各地で取り組まれています。水源連としてもこれらの活動を全国に知らせるなどの支援を行ってきました。

また、こうした欺瞞的なダム審議委員会の実態を国会の場で明らかにしていくための「質問主意書」提出の準備も行ってきました。

### 2) 私たちの求める見直し機関の実現に向けて

水源開発問題全国連絡会のもう一つの活動の柱である「公共事業見直し機関の設置」についての活動としては、昨年11月27日 シンポジウム「公共事業チェックと政治改革」を東京・星陵会館に於て大規模林道全国ネットワークと共に催で行いました。これには大石武一、佐高 信、百瀬敏昭、岡島成行、藤原 信、金田誠一、竹村泰

子、高見裕一の各氏らの参加があり、マスコミ・学者・国会議員それぞれの立場から、眞の公共事業チェック機構実現の必要性が語られました。

また、見直し機関の実現に向けた取り組みとしては、自治労や日本弁護士連合会、近畿弁護士会連合会の動きもあり、徐々に他団体からも私たちと歩調を同じくする動きが出てきています。その中で独自の私案を出されている梶山正三弁護士を招いての勉強会も6月14日に事務局を中心に行ってます。

このことについて、事務局は引き続き作業を継続中で、皆さんのお意見を頂くために別途報告を行います。

### 3) その他

そのほかに私たちの活動を取り巻く問題としては、ダム無しの振興策に全精力を傾けて来られた木頭村の藤田助役が、陰湿な妨害・嫌がらせの中で自らの命を絶たれたと言う事件がありました。こうした悲しいことが2度と私たちの活動の中で起きないようにすることこそ、何より私たちの務めといえます。

各地の運動の内容は単にダム審議委員会に関連した、対建設省のダム反対運動だけではありません。全国的に運動を展開しつつその運用が強行されてきた長良川河口堰問題、北海道の千歳川放水路計画、松倉ダム計画、宮城県の新月ダム計画、霞ヶ浦開発計画、神奈川の相模大堰、新潟県の奥只見の揚水ダム計画、滋賀県の永源寺第2ダム計画、福岡の真名子ダム、長崎の石木ダムなど各地の運動も地道に続けられていますが、水源連として十分な支援や取り組みが出来ないままとなっており今後の課題と言えます。

また、今回の総会の開催に当たって、地元大垣市が「徳山ダム建設中止を求める会」に与えた11月24日全国集会等の会場使用許可を取り消すということがありました。行政の意に添わない団体には、公の会場を貸さないという異常な事態であり、地元の皆さんの法的手段を使っての反撃や全国からの抗議行動により、全国集会の会場は使用できることになりました。その後苦田ダムの奥津町でも団結もつ大会での旧久田公民館の使用を、町の方針に反するものだから認めないという決定が出されるなど、民主主義の基本に関わる重大な問題が連続しています。旧久田公民館使用問題については、全国からの抗議に町当局が町民センターの使用を認める形で決着を見ています。圧力・妨害に対して直ちに全国から抗議文を寄せることが出来るのは水源連のすばらしさです。

国が県を、県が市町村を、そして市町村が住民を不適に圧迫するという悪い連鎖を断ち切って行かなければなりません。

## 2. ダム審議委員会の問題点と評価

昨年、7月26日に私たちは、今回の「ダム審議委員会」の設置に対する見解を発表しました。

そこでは、このシステムが所詮「第三者による見直し」ではなく事業者たる建設省自らの「見直し」であり、委員の推薦は、同じく事業の推進者である県知事に任せられ、事業に反対の意見を持つ人が参加する機会はほとんどなく事業推進の立場の人間が半分以上を占める仕掛けになっているものであると指摘し、その意図は「全国で闘われている水源開発反対運動の切り崩し」にあるとして設置の白紙撤回を求めるところに、第3者機関による見直しを要求してきました。

そして、その後各地に設置された審議委員会の実体は私たちの指摘した通りのもので、沙流川総合開発（二風谷ダム）、苦田ダム、川辺川ダム、高梁川開発等の事業追認の「答申」がそのことを証明しました。

しかし、他方では審議委員会の過程で傍聴を認めさせた「吉野川第十堰」での運動や、困難な中でも公聴会の中でダム反対の根拠を明確にする努力をしてきている運動があり、ダム審議委員会の動きに対応した活動も追求されてきました。

こうした審議委員会が稼働しているという現実に対しては、5月24日のシンポジウム「ダム審議委員会を問う！」の中で、以下の5項目の要求を建設省に対し行いました。

- ① 審議委員会を全面公開すること。
- ② 公聴会を意味あるものにするため次のように改善して開催すること。
  - a. 公聴会の開催を多くの人が知ることが出来るように周知の方法を改めること。
  - b. 公述人の人数を制限せず、口述の時間を十分に取ること。
  - c. 単なる意見陳述ではなく、公述人がダム事業者と議論できるようすること。
- ③ 専門委員会の半数は異議申立者の推薦とすることとし、その専門委員に実質的な審議を委ねること。
- ④ 審議委員会において審議を行っている間は、当該事業及び関連事業を中断すること。
- ⑤ 当該事業に関する住民主催のシンポジウムに建設省の責任者が必ず出席すること。

残念ながらこの要求全ては実現されていませんが、シンポジウムへの出席は実現して来たところであります。引き続き他の4項目の実現も建設省に迫りながら、一方的な審議委員会の運営や答申が出されないような監視を引き続き強めなければなりません。

## 3. 課題

### 1) ダム審議委員会および建設省への対応

- ① 国会の場での質問
- ② 建設省との連続シンポジウムの開催
- ③ 世論の喚起

### 2) 見直し機関の実現に向けて

- ① 内容の整理と法案の作成
- ② 関係団体との連携
- ③ 国会対策

### 3) 組織の強化

- ① 情報や、共同行動のネットワーク作り
- ② マスコミ対策
- ③ 妨害、各種圧迫に対する対策
- ④ 財政の強化（別途提案）

## ダム等事業の見直し機関としての必要な条件

目次

水源開発問題全国連絡会

## ダム等事業の見直し機関としての必要な条件

(水源開発問題全国連絡会) ..... 1

見直し機関についての水源開発問題全国連絡会草案(1994年11月)

と梶山正三弁護士私案(1996年2月)の比較 ..... 2

ダム事業の公共性を問う(水源開発問題全国連絡会) ..... 4

足羽川ダムの必要性の検討(要約)(水源開発問題全国連絡会) ..... 7

成瀬ダム事業についての意見(成瀬ダム事業審議委員会) ..... 9

## 各地からの報告

松倉川を考える会 ..... 10

牛久の自然を守る会 ..... 10

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会 ..... 11

金町浄水場の水をおいしくする会 ..... 12

相模川キャンプインシンポジウム ..... 12

福井県美山町ダム反対期成同盟会 ..... 13

長良川河口堰に反対する会 ..... 13

長良川河口堰この一年間の活動報告 ..... 14

細川内ダム建設計画に反対する『木頭村』 ..... 15

「苦田ダム建設事業審議委員会」について ..... 16

子守唄の里・五木村(熊本県)を沈める

川辺川ダム建設計画の問題点 ..... 18

「日本一の巨大ダム」徳山ダムからの報告 ..... 19

会計報告 ..... 21

水源開発問題全国連絡会大垣市総会宣言(案) ..... 22

新聞記事資料 ..... 23

1. 各省庁の干渉を受けることのない、内閣総理大臣直属の行政委員会とし、その審理の結果により、事業存続の可否が決定されること。
2. 異議申し立て者と事業者が対等の立場で事業の是非を争えるように、また、審理結果の判定が事業者側の一方的なものにはならないように、委員の人選も含め、行政委員会及び案件担当委員会が構成され、委員会の意思決定の仕組みがつくられること。
3. 見直し対象の範囲は、建設省直轄、水資源開発公団、都道府県が実施するダムおよび堰、水路の建設事業で、国費が投入される全ての事業とし、工事中のものを含むこと。
4. 審理の対象は、一定数以上の有権者、或いは地元自治体からの異議申し立てがある事業とすること。
5. 見直し機関は事実に基づいて科学的に事業の是非を審理し、事業の中止、凍結、変更・縮小、存続のいずれかの判定をすること。
6. 審理は公開とし、審理に必要な資料をすべて公開すること。更に、その審理においては異議申し立て者の主張の展開と、事業者との議論が保証され、民主的・実質的な審理が行われること。
7. 問題を含む事業に対する中止等の措置がすみやかに行われるよう、審理の期間に半年程度の制限を設けるとともに、工事が次の段階に進まないための歯止めがかけられること。

見直し機関についての水源開発問題全国連絡会草案（1994年11月）と桜山正三弁護士私案（1996年2月）の比較

（下線の記述が案の内容で、下線のない部分の記述は案の説明である。）

	桜山私案	桜山私案	桜山私案	桜山私案	桜山私案
1. 見直し機関の位置づけ	内閣総理大臣に勧告できる行政委員会とし、総理府に置く。内閣総理大臣はその勧告をして必要な措置を講じなければならないものとする。	内閣総理大臣による行政委員会とし、内閣府に置く。内閣総理大臣はその勧告をして必要な措置を講じなければならないものとする。	内閣総理大臣に勧告できる行政委員会とし、内閣府に置く。内閣総理大臣はその勧告をして必要な措置を講じなければならないものとする。	内閣総理大臣に勧告できる行政委員会とし、内閣府に置く。内閣総理大臣はその勧告をして必要な措置を講じなければならないものとする。	内閣総理大臣に勧告できる行政委員会とし、内閣府に置く。内閣総理大臣はその勧告をして必要な措置を講じなければならないものとする。
〔注〕国家行政組織法 3条による総理府外局 の独立行政委員会は公 正取引委員会、国家公 安委員会、公害等調整 委員会がある。					
2. 見直しの結果に対する不不服申し立て	再申し立ての要件をよりきびしく設定することにより、再申し立てが可能なようにする。	行政事件訴訟法の規定により、判定後3カ月以内に抗告訴訟を提起することができるものとします。 また、判定後5年経過した場合は再申し立てが可能とする。	行政事件訴訟法の規定により、判定後3カ月以内に抗告訴訟を提起することができるものとします。 また、判定後5年経過した場合は再申し立てが可能とする。	行政事件訴訟法による準司法的判定であり、行政事件訴訟法にいう行政処分に該当するのと、抗告訴訟の提起が可能である。	行政事件訴訟法の規定により、判定後3カ月以内に抗告訴訟を提起することができるものとします。 また、判定後5年経過した場合は再申し立てが可能とする。
3. 見直しの対象となる事業の範囲	建設省と水資源開発公団のダム・堰・水路建設事業および都道府県のダム・堰・水路建設事業（国庫補助事業）を対象の範囲とし、国費が投入される全ての事業を含むものとする。また、事業の規模、進捗状況は問わないものとする。	建設省直轄のダム、堰の建設事業で工事に着手していない事業のうち、 ①計画策定後10年を経過したもの ②上記の期間が5年以上10年であって、見直し機関が審議開始を相当と認めたもの ③見直し機関の判定後5年以上経過したものただし、見直し機関発足時に既に着工しているもの及び完成しているものについては経過措置として見直しの申立てができるものとする。	建設省直轄のダム、堰の建設事業で工事に着手していない事業のうち、 ①計画策定後10年を経過したもの ②上記の期間が5年以上10年であって、見直し機関が審議開始を相当と認めたもの ③見直し機関の判定後5年以上経過したものただし、見直し機関発足時に既に着工しているもの及び完成しているものについては経過措置として見直しの申立てができるものとする。	計画策定時期をどの時点とするかは検討課題である。（河川工事実施基本計画策定時、ダム基本計画策定時、……）。なお、経過年数5年未満の事業を対象外にしたのは、計画策定時に別の制度で計画の合理性を判定することが必要と考えたからである。	次の①～③からの申立てがある場合 ①流域の各自治体（市町村及び都道府県）において有権者数の1/50以上の連署 ②流域自治体の首長 ③建設大臣（廃止判定後5年以上経過の場合）
4. 審理開始の要件	次の①～④のいずれかの異議申し立てがある場合か、見直し機関が必要と判断する場合 ①地元市町村で有権者数の1/10以上の連署 ②流域で有権者2000名以上の連署 ③一つ以上の流域自治体 ④全国有権者10万名以上の連署				

		水源連草案	梶山私案
5. 二重申し立ての扱い	検討せず		二重申し立てを禁止し、申立人の他に見直しを求めるものは参加人として同一の権利・義務のもとに参加できるものとする。
6. 見直し機関の構成と委員人選の方法	見直し機関の委員は国会の推薦により、総理大臣が任命する。 案件別に専門委員会を設置し、委員1名と専門委員4名で構成する。専門委員は申し立て者と事業者が各々2名推薦する。		見直し委員会の委員は総理大臣が両議院の同意を得て任命する。 事案ごとに委員3人で担当委員会を構成し、同時に調査委員会を設置する。調査委員会の委員は流域自治体首長が推薦するもの各1名と申立人が同数推薦するもので構成する。
7. 見直しの内容	事業の必要性の有無を審理する。		事業の必要性、採算性、計画実施に伴う利害関係などを審理する。
8. 審理の期間	概ね半年以内		概ね3カ月で、最長6カ月
9. 審理の手続き	審理は公開し、申し立て者と事業者がそれぞれの主張を展開する。また、委員会は事業者に対する審理に必要な資料の提出を要求して公開する。		審理は公開し、裁判と同様、証拠の提出、証人尋問、意見陳述等を行う。また、委員会は官公庁等に対して審理に必要な資料の提出を要求して公開する。
10. 見直し結果の決定方法	専門委員会の検討結果に基づいて、委員会が決定する。		原則として担当委員会の多数決で判定の結果を決めることが、調査委員会の結論に反する場合は全員一致の評決を必要とする。全員一致でない場合は調査委員会の結論を判定の結果とする。
11. 見直しの結果	次のいずれかとする。 ①事業の存続 ②事業の中止 ③事業の凍結 ④事業の縮小・変更		次のいずれかとする。 ①計画の廃止 ②計画の認容 ③計画の一部認容または計画の変更を前提とした認容
12. 事業進捗の扱い	審理中の事業凍結ではなく、審理の期間を半年以内に限ることにより、早期の事業中止、凍結等が行えるようにする。		[未着手の事業] 見直し機関は申立者の申し出により、最長6カ月の範囲で、工事着手を禁止することができるものとする。 見直し機関発足時の経過措置として対象となる着工済み事業の扱いについては記述されていない。

## ダム事業の公共性を問う

### 水源開発問題全国連絡会

#### 1. 利水について

##### (1) 架空の水需要予測

全国の水需要の動向をみると、工業用水はほぼ横這いの傾向が続き、水道用水は増加率が小さくなっているので、今後の都市用水（工業用水+水道用水）の増加量はさほど大きなものにはならない。

今後の都市用水の増加は、節水の推進、農業用水からの転用、地下水の有効利用などの代替手段によって対応することが可能であり、新たなダム建設は不要である。

しかし、国は水需要の実績と乖離した架空の水需要予測を行い、それに基づいて何百という数のダム建設事業を進めている。

##### (2) 新たなダムを必要としない渇水対策

1994年渇水の木曾川の例で明らかなように、川の流れを主に支えているのはダムではなく、森林等の自然が生み出した水であり、ダム建設よりも、広葉樹を中心とする森林の整備に力を注ぐべきである。

そして、次の対策を進めば、異常渇水を乗り切ることが可能である。

- ① 農業用水の一部を一時的に都市用水に転用する。  
(木曾川の例でも明らかなように、農業用水の取水量が圧倒的に大きい。)
- ② 既設ダムの運用を合理的に行って、過大放流をなくす。
- ③ 日頃から地下水等の自己水源の維持・利用拡大をはかる。
- ④ 日頃から節水徹底の施策を推進する。（節水機器の普及、雑用水道の普及等）

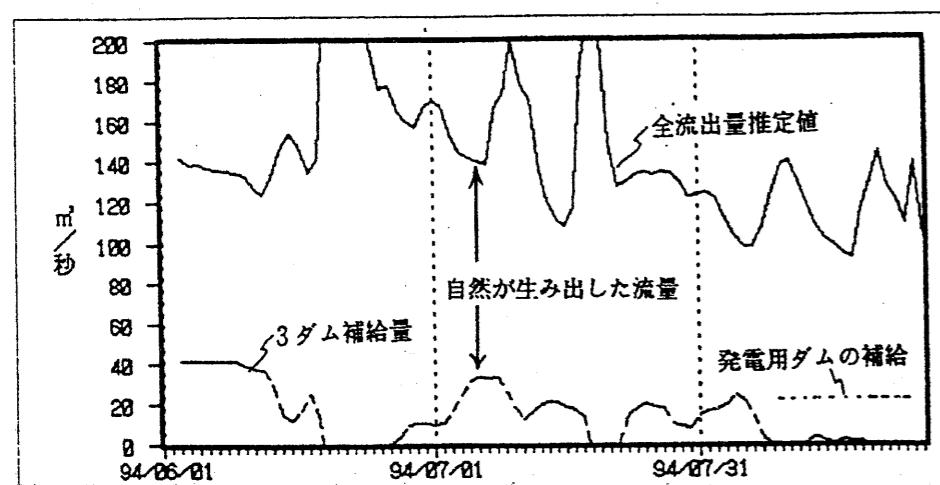


図2. 木曾川の全流出量と3ダム補給量 [1994年]

[注] 3日移動平均値を示す。また、ダム補給量は2日遅れで示す。

図1 都市用水の動向と国の水需要予測（全国）

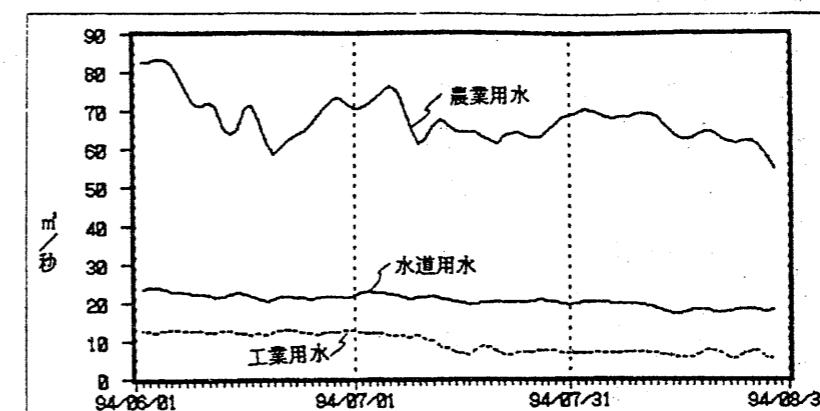
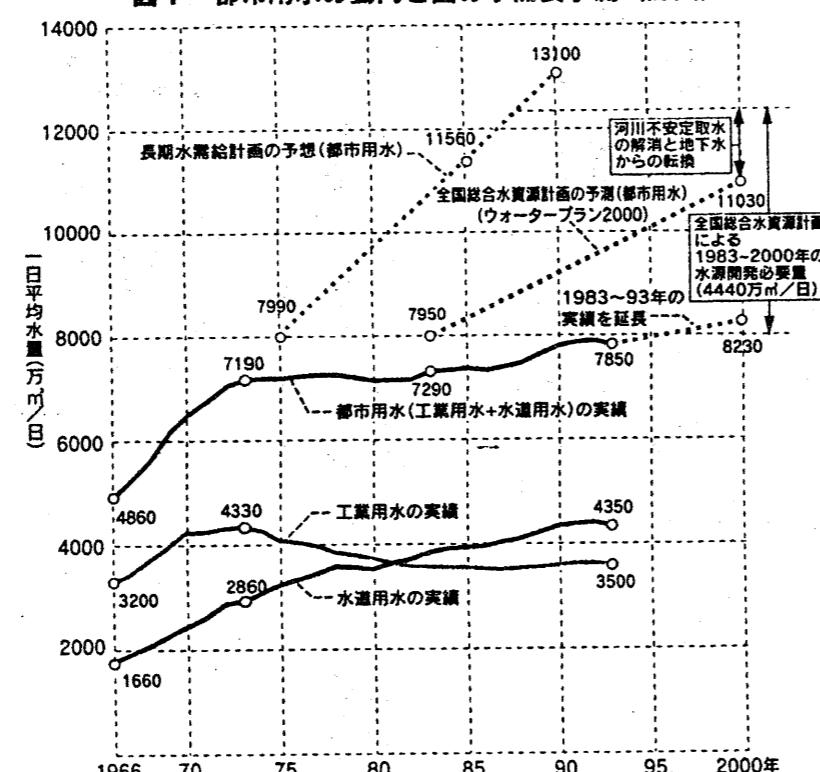


図3. 木曾川の取水量 [1994年]

[注] 3日移動平均値を示す。

#### 2. 治水について

ダム建設を前提した治水計画には次のような問題がある。

##### ① 過大な基本高水流量が設定されていることが多い。

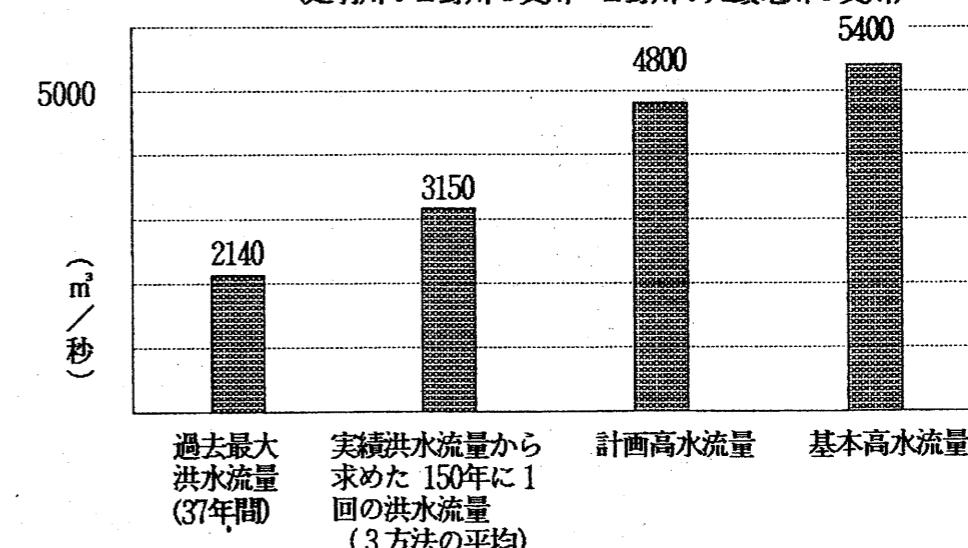
（基本高水流量：ダム等の効果を考慮しない場合の〇〇年に1回の洪水流量）

建設省の足羽川ダム計画の場合（福井県）

150年に1回の洪水流量（基本高水流量）として設定されている5400 m³/秒は過去の洪水流量の実績からみて、150年に1回の確率では起こりえない過大な流量である。実績洪水流量から統計的に求めた150年に1回の洪水流量は計画高水流量（ダムの効果を考慮した洪水流量）をも下回っており、足羽川ダムの建設は不要である。

図4. 日野川深谷地点の洪水流量

（足羽川：日野川の支川 日野川：九頭竜川の支川）



##### ② ダムによる下流部の洪水低減効果は小さい。

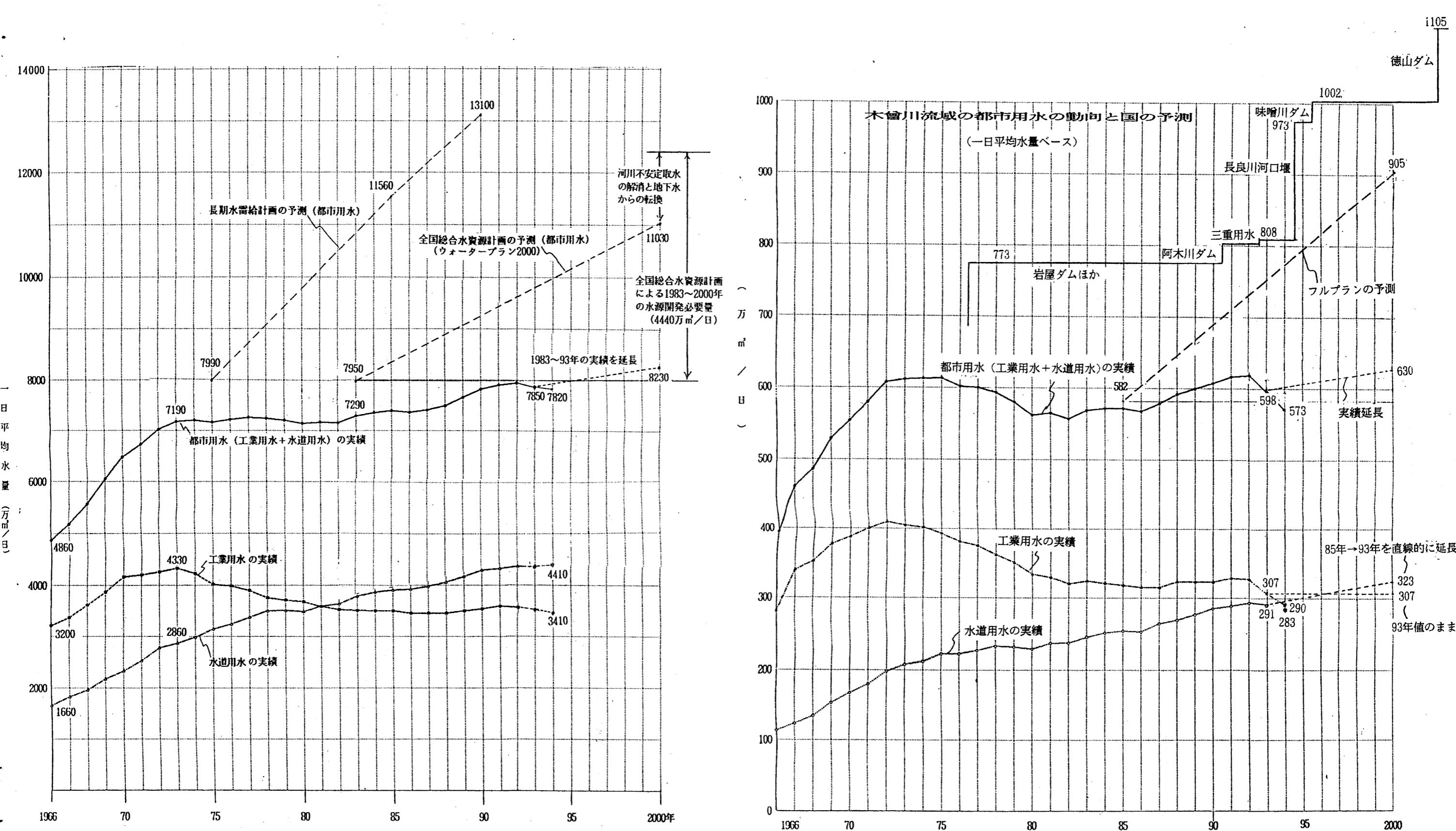
ダムで洪水調節を行っても、氾濫から防止すべき下流部の洪水流量の低減にはさほど寄与しないことが多い。足羽川ダムについては建設省の計算でも低減効果は次のようになっており、洪水流量の計測誤差程度の役割しか果たせないことが多い。

足羽川ダムによる日野川深谷の洪水流量の低減率（過去の13回の洪水についての計算）

1~3% 4~6% 7~9% 10~12% 13~15% 16~18%

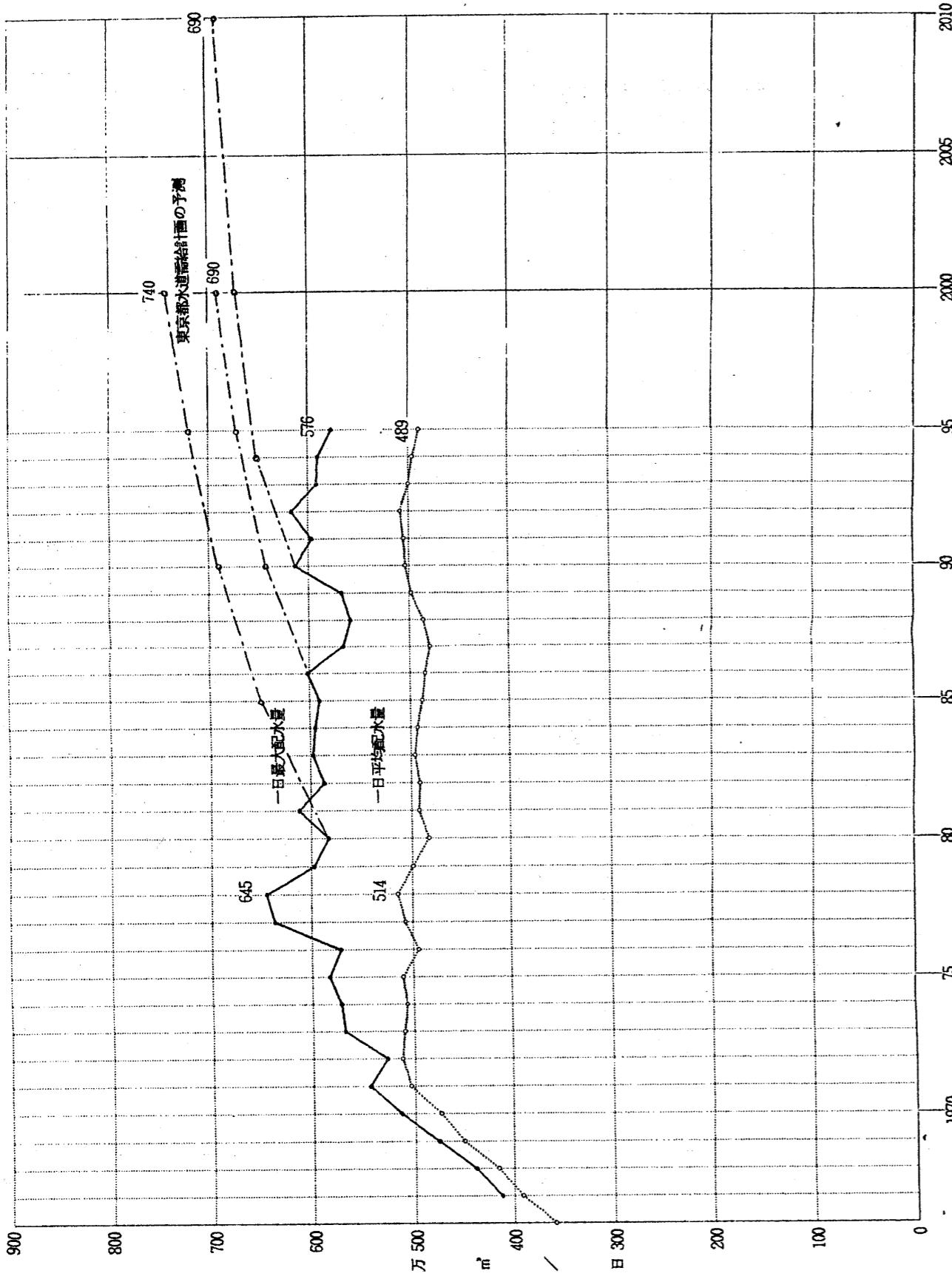
4回 2回 2回 3回 1回 1回

##### ③ 現況の堤防と河床のままか、あるいは堤防の多少の嵩上げや河床の多少の掘削で基本高水流量に対応できるにもかかわらず、その事実が隠されていることが多い。

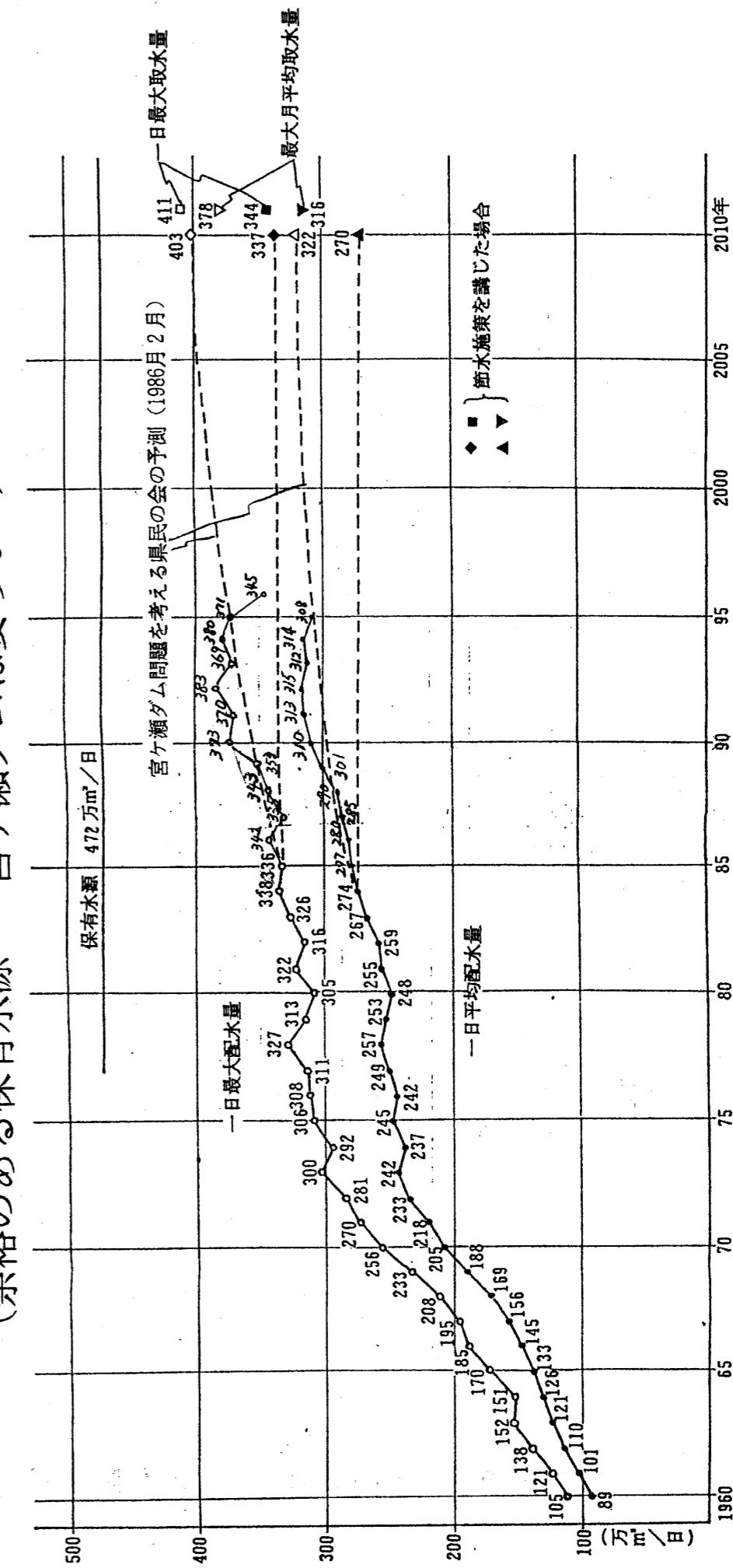


都市用水の動向と国の水需要予測（全国）

東京の水道配水量の推移(区部および多摩地区30市町村)



### 神奈川県四大水道の水需要の実績と予測 (余裕のある保有水源—宮ヶ瀬ダムは要らない)



## 足羽川ダムの必要性の検討（要約）

1996.11.5

## 水源開発問題全国連絡会

## 1. 治水面からの検討

## (1) 「あまりにも過大な基本高水流量」

## ア. 足羽川、日野川、九頭竜川の治水計画（九頭竜川水系工事実施基本計画）

計画規模：150年に1回の洪水を想定

基準点 (計画地点)	基本高水流量 (ダムなし)	計画高水流量 (ダムあり)	ダム
足羽川 前波	2600 m³/秒	1800 m³/秒	足羽川ダム
日野川 深谷	5400 m³/秒	4800 m³/秒	足羽川ダム
九頭竜川 布施田	12500 m³/秒	9200 m³/秒	{足羽川ダム、九頭竜ダム 真名川ダム、笛生川ダム}

## イ. 実績洪水流量との比較

実績洪水流量の観測期間があまり長くないにせよ、基本高水流量は実績最大洪水流量とかけ離れている。

基準点	A. 基本高水流量	B. 実績最大洪水流量（観測期間）	A/B
足羽川 前波	2600 m³/秒	1117 m³/秒 (1978~94年)	2.3倍
日野川 深谷	5400 m³/秒	2138 m³/秒 (1958~94年)	2.5倍
九頭竜川 布施田	12500 m³/秒	5870 m³/秒 (1958~86年)	2.1倍

## ウ. 実績洪水流量から求めた150年に1回の洪水流量との比較

水文統計学の方法（建設省河川砂防技術基準調査編）を用いて実績洪水流量のデータから直接、150年に1回の洪水流量を計算すると、基本高水流量を大きく下回る値、計画高水流量をも下回る値が得られる。

なお、水文統計処理の方法としては、対数正規分布（岩井法）、対数ピアソンⅢ型分布、極値分布（ゲンベル法）を用いた。

実績洪水流量データから求めた 150年に1回の洪水流量	基本高水流量	計画高水流量
足羽川 前波 1550~1750 m³/秒	2600 m³/秒	1800 m³/秒
日野川 深谷 3110~3220 m³/秒	5400 m³/秒	4800 m³/秒
九頭竜川 布施田 8570~8790 m³/秒	12500 m³/秒	9200 m³/秒

以上のように、九頭竜川水系工事実施基本計画による150年に1回の洪水流量、すなわち、基本高水流量は実績洪水流量とかけ離れた、あまりにも過大な値であり、実際に150年に1回の確率では起こりえない洪水流量である。

そして、実際に150年に1回で起こりうる洪水流量は計画高水流量をも下回っている。このことは、ダムによる洪水調節効果を計算に入れなくても、150年に1回の洪水流量に対応できることを意味する。

## エ. 基本高水流量の計算方法の問題点

基本高水流量の設定値があまりにも過大になるのは、その計算方法に次の二つの問題点があるからである。

## ① 問題点1「計算者の恣意的な判断が入っている。」

基本高水流量は「150年に1回の確率の最大降雨量の計算」、「その最大降雨量を過去の洪水データに当てはめての洪水ピーク流量の計算」などの手順を経て求められるが、その計算の過程には計算者（建設省）が選択する要素がいくつも入っており、その選択の仕方によって基本高水流量を大きくすることも小さくすることもできる。

## ② 問題点2「150年より1回よりはるかに確率が小さい洪水流量になっている。」

「150年に1回の最大降雨量を過去の洪水データに当てはめて、いろいろな降雨パターンを対応した洪水ピーク流量を計算する」という手順によって、各種降雨パターンの生起確率が加わるため、建設省の基本高水流量は基本的に生起確率が150年に1回よりはるかに小さい洪水流量になっている。

## (2) 「下流の洪水ピーク流量の低減効果が非常に小さい足羽川ダム」

建設省が過去の洪水データに計画降雨量（150年に1回）を当てはめて洪水ピーク流量を計算した結果をみると、足羽川ダムがある場合とない場合との差は次に示すようにきわめて小さい。

## 足羽川ダムによる日野川深谷地点の洪水ピーク流量の低減率

（1953年9月から76年9月までの13回の洪水について建設省が計算した結果）

1~3%	4~6%	7~9%	10~12%	13~15%	16~18%
4回	2回	2回	3回	1回	1回

建設省の計算でも、足羽川ダムが日野川の洪水ピーク流量の低減に寄与する度合いはきわめて小さく、10%を大幅に下回ることが多い。いわば、足羽川ダムは建設省の計算でも洪水ピーク流量の計測誤差程度の役割しか果たせないものなのである。

## 2. 利水面からの検討

## (1) 足羽川ダムの利水計画

- ・福井市水道 2.5万m<sup>3</sup>/日の開発
- ・福井臨海工業用水道 5.0万m<sup>3</sup>/日の開発
- ・流水の正常な機能の維持

## (2) 「福井市水道は足羽川ダムを必要としていない。」

福井市水道の給水量は最近8年間ほぼ横這いが続いている。今後は給水人口が頭打ちに近付き、水洗便所の普及率もすでに90%を超えており、給水量を増加させる大きな要因が見当たらない。2006年度における福井市の水需給の試算結果は、次のとおりである。

## 2006年度の福井市の水需給

一日最大給水量 約18万m<sup>3</sup>/日 ← 保有水源 約21万m<sup>3</sup>/日

1984~94年の実績を直線的に延長した場合で、2006年の実際値はこの値を下回ることになる。

福井市水道部は2006年度までに深井戸の増設により合計で冬期約21万m<sup>3</sup>/日、夏期約23万m<sup>3</sup>/日の水源を確保することになっている。

2006年度には保有水源の余裕が十分にあり、また、その後の水需要の増加はあってもわずかなものであろうから、足羽川ダムは全く不要である。

また、福井市が福岡市並みの節水施策を推進すれば、2006年の一日最大給水量を15万m<sup>3</sup>/日程度に落とすことも可能である。

## (3) 「福井臨海工業用水道も足羽川ダムが不要」

## 1994年度の福井臨海工業用水道の水需給

一日平均給水量	一日最大取水量	契約水量	保有水源
17400m <sup>3</sup> /日	25000m <sup>3</sup> /日	27200m <sup>3</sup> /日	33700m <sup>3</sup> /日

上記のとおり、福井臨海工業用水道は保有水源に余裕があるので、足羽川ダムを必要としていない。また、工業用水道は契約水量制で、使っても使わなくても、ほぼ同じ料金を徴収されるため、工場は契約水量の範囲内で水をふんだんに使う傾向がある。上水道のように従量料金制にして、工場に対して水使用合理化を指導すれば、給水量が大幅に減少することは間違いない、たとえ、立地工場が増えても、現在の保有水源の枠内で対応することは十分に可能である。

## (4) 渇水時の九頭竜川水系

渴水時の流量をみると、日野川合流後の九頭竜川で通常は少なくとも30m<sup>3</sup>/秒以上の流量はある（最近では最大の渴水年であった1994年でも20m<sup>3</sup>/秒以上）。

これに対して、福井市水道が足羽川ダムに予定している水利権量は2.5万m<sup>3</sup>/日、毎秒に直すと、0.3m<sup>3</sup>/秒であり、渴水時の九頭竜川の流量のわずか1/100にすぎない。

福井市水道は(2)で述べたように、水需給の関係からみて、足羽川ダムに水源を求める必要はないが、足羽川ダムの予定水利権量は九頭竜川の渴水時の自流水から容易に取水することができる、きわめて小さな水量である。いわば、流量計測の誤差程度の水量であり、その程度のことのために足羽川ダムをつくる必要性は全くない。（福井臨海工業用水道も同様）

渴水時の流量補強のために足羽川ダムが必要とされているが（流水の正常な機能の維持）、九頭竜川水系は、渴水年であっても、通常は流量が極端に減ることはないから、その面での足羽川ダムの必要性もない。近年では最大の渴水年である94年は、足羽川堰堤下流の流量が枯渇することがあったが、これは農業用水の取水が大きすぎたことによるものである。渴水時は取水量が圧倒的に大きい農業用水の取水を必要最小限にとどめるよう、改善すれば、ダムなどなくても、川の流量を維持することは可能である。

成瀬ダム事業審議委員会  
平成8年8月8日

## 成瀬ダム事業についての意見

### 1. 事業の経緯

成瀬ダムは、雄物川水系成瀬川に建設が計画されている多目的ダムである。昭和48年度に秋田県が予備調査を開始し、昭和58年度からは実施計画調査に移行して、地質調査などが行われてきたが、平成3年度からは秋田県より建設省に引き継がれ、調査が続けられてきた。

一方、成瀬ダムに関する調査の進捗状況、あるいは建設省において作成された成瀬ダム事業計画の原案については、地権者を含む地域住民や地元諸団体に対して、平成5年11月以降平成8年7月の第2回成瀬ダム開放講座まで頻繁に説明が行われ、あわせて地域住民の意見を聴く努力がなされてきた。その結果、成瀬ダムの建設に対して、地元からの反対意見は出されていない。

### 2. 成瀬ダム事業審議委員会審議の経緯

平成8年5月1日 第1回事業審議委員会  
平成8年5月30日 第2回事業審議委員会

成瀬ダム周辺の環境及び地質等について、「環境・地質等調査専門委員会」を設置することとした。

平成8年6月21日 第1回環境・地質等調査専門委員会

平成8年7月15日 第2回環境・地質等調査専門委員会

平成8年7月26日 第3回事業審議委員会  
調査専門委員会から調査結果が報告された。

### 3. 審議委員会からの意見

(1) 3回にわたって開催した審議委員会における審議及び調査専門委員会からの調査結果報告に基づき、総合的に検討した結果、以下のとおり、成瀬ダム基本計画原案の内容については、妥当なものと判断される。ただし、今後の調査及び事業に関して調査専門委員会から提出された提案については、十分に配慮されたい。

①成瀬ダムは、雄物川水系の水害防止の観点から必要であり、その治水計画は適切なものであると考えられる。

②成瀬ダムは、過去の渇水状況やかんがい用水、水道用水の水需要予測及び発電計画から判断して必要であり、その利水計画は適切なものであると考えられる。

③成瀬ダム計画については、環境に対して重大な影響を与える問題はないと考えられる。

④現サイトを成瀬ダムの計画地点とすることは、現在の土木技術を駆使すれば可能と考えられる。

なお、調査専門委員会からの報告を添付する。

(2) 建設省は、成瀬ダムの建設事業費の縮減並びに工期の短縮を図るべく、事業実施にあたってさらに努力すべきである。

(3) 建設省は、今後も、成瀬ダム開放講座等を通じて、成瀬ダム事業に関する様々な情報を地域住民に提供するとともに、地域住民からの意見を聴取するよう努められたい。

(4) 建設省が今後実施する環境及び地質等の調査が進展した段階等で、調査専門委員会を開催することとしたい。

「成瀬ダム事業審議委員会の意見」を受けて

平成8年8月26日  
東北地方建設局

成瀬ダム事業審議委員会からの意見を最大限尊重し、成瀬ダム事業について、今後以下のとおり、進めることとする。

(1) 成瀬ダムは、雄物川水系の治水・利水計画の要となる事業であり、今後、早急に関係機関と調整の上、環境影響評価の手続きを実施し、成瀬ダム基本計画の作成を行い、事業を推進すること。

(2) 審議委員会からの今後の調査及びダム事業に対する提案について、十分配慮した上で本事業を進めていくこと。特に環境面に十分に配慮した上で進めること。

(3) 建設事業費の縮減及び工期の短縮について、事業実施にあたってさらに努力すること。

(4) 今後とも本事業に関する様々な情報を地域住民に提供するとともに、地域住民からの意見を聴取すること。

## 松倉川を考える会

(代表 中尾 繁 会員150名 平成6年設立)  
連絡先 〒042 北海道函館市駒場町9-10  
自然俱楽部内 事務局 鎌鹿隆美

TEL/FAX 0138-31-5339

NHKテレビ9/17放映、ETV特集「ダム、失われる自然の値段」の舞台となった「松倉ダム計画」。市の東部に流れる流程25Kmの2級河川「松倉川」の上流に総工費310億円(北海道開発予算230億と函館市負担80億円、7年工期)、平成9年着工予定で治利水を目的とした「松倉ダム」が建設されようとしている。所謂、補助ダムで不要不急の公共事業としか思えない事業。川にはイワナ、ヤマメ、アユなど渓流魚。河畔林にはブナ、カツラの巨木がせりだし希少種の野草が生息する。中流まで深山幽谷の景観で、むろんクマゲラやヒグマの生活圏にもなっている。

飲料水に取水している水は、薬量も少なく清涼甘味で全国有数の「水の美味しい都市」を支える。

考える会は自然保护団体と街づくり団体が集まって設立され、道と市に働きかけ説明会を今年より始めました。まずダム建設の矛盾を紹介しましょう。市の計算「一日の水使用量が毎年千トン増加、このままだと平成15年に水不足になる」という説明。でもこの計算で松倉ダムを造っても、わずか10年後に再び水不足でさらにダムを造らねばなりません。

しかも市民数は近年減少傾向、企業の節水向上、過去10年給水制限もないなど俄か計算値が基のよう説得力がありません。考える会では、水資源不足は開発だけに頼らず森林回復、リサイクルや雨水の利用、節水などでダムと同じ効果が期待できる、と提言。またダムは反対して上下水道料金値上げで市民負担が増加する。と市民へアピールしております。

次に洪水対策。ダム予定地の集水面積はダム下流の方が2倍もあります。これではダムで水量を調節しても下流の市街地の洪水対策になりそうもありません。さらに大雨の時にはダムを守る放水が行われ、放水と下流の増水とが合流すると「ダム洪水」の恐れもでてきます。ダム以外に「防災対策がない」と言い切る固執した説明では納得できません。森林政策の見直し、遊水地の確保、都市計画の再考など様々対策があるはずです。

地球環境悪化の中、わが国の生活環境を考えた場合、巨大ダムの無い自然河川は日本人にとって極めて重要な「生命維持装置」であると思っています。さらには、ダムはムダな公共事業に考えられる時代。松倉ダム建設は市民のニーズなのか。巨額の公共投資の適地とされた事業なのか。検証を続けて行かねばなりません。国の借金240兆円は不要な巨大公共事業で作られた負の支出。この借金を返済するために公共事業を住民が監視していくかねば負債は増える一方です。国の行革に期待するだけでは子孫は救済出来ません。全国のNGOが結束してヤマを崩す作業をしましょう。

## 牛久の自然を守る会

連絡先 〒300-12 茨城県牛久市上柏田4-14-10  
電話・FAX 0298-73-5160

今年度(1996年4月)から、霞ヶ浦開発事業の運用が開始された。大幅な水位変動を伴い湖に重大な影響を与える同事業の運用については、これまで市民団体から再三見直しの要望が行われてきたが、建設省は抜本的な見直しを行うことなく運用を開始した。

4月からの水位上昇によって、すでに湖内のアシ原の一部で浸食が始まっている。今後季節風が強く波浪が発生しやすい冬に、水位はさらに上昇する計画である。このままでは、湖のアシ原が次々と消滅していくことになる。湖の生態系が破壊され、自浄力も失われ、死の湖となることは避けられない。

25年前に開始された霞ヶ浦開発事業は、昨年度(1995年)で終了した。霞ヶ浦の全湖岸(約252km)を護岸工事により嵩上げ強化し、常陸川水門(逆水門)の設定と改修工事を行い湖をダムとして利用する準備が進められてきた。これにより、湖内のアシ原の面積は、半減した。

この事業では、霞ヶ浦から茨城県、東京都、千葉県に毎秒43トンの水を送るため、湖の水位を1.3mもの幅で人工的に上下させることになっているが、計画(水位変動事業)が実施された場合に、霞ヶ浦の環境に重大な影響が生じる恐れが以前から指摘されている。(これまで霞ヶ浦の水位は約20cmの範囲で上下している。)霞ヶ浦は湖容積が8億5千万m<sup>3</sup>で平均水深が4mと非常に遠浅の湖である。水位が下がれば、水面は一気に沖に向かって後退する。湖の容積の実に3分の1近い量の水が動かされることになる。

事業に伴う水面の後退は、大きいところで普段の渚(水際線)から約600mと予測されている。水面が後退したところでは、当然湖底がむき出しどとなる。県が委託をした「霞ヶ浦北浦利水関係水産影響調査報告書」日本水産資源保護協会・昭和43年発行は、霞ヶ浦北浦では「このように水深がきわめて浅いことは、利用水深1.3m案では湖岸が広範囲に露出し、略、汀線が約300m~500m後退することになる。このことは(漁業の)操業不可能な区域ができると同時に現在の産卵場は消失するところが多くなる。また、露出した水草・底棲生物はつい死し、湖岸の水質は悪化することが考えられる」と指摘している。

湖の生物は、それぞれ湖の季節的な水位の変動に併せて生活史をもっている。自然な湖沼では雨の少ない冬期に水位が低下し、梅雨頃になって上昇をする。この様な自然のリズムに合わせて、湖の生物は繁殖と生育を繰り返している。

ところが、今年度からの利水計画ではこれとは全く逆に、冬期に水位が上昇し、梅雨頃に水位が低下することになる。これにより、多くの水生動植物が翻弄され、繁殖や生育の機会を奪われ、姿を消していくことになる。湖の生物多様性を損ない、漁業資源の枯渇にもつながる。

霞ヶ浦開発事業では、その主な水供給先である鹿島工業用水道にみるように開発水量のだぶつきが生じ、これまでの水需要予測が過大であったことが、明らかになっている。買い手のない第3期工業用水への県一般会計からの支出(約320億円)などの大きな矛盾も生じている。市民団体では自然物「霞ヶ浦」とともに、この支出を不当として県に対して返済を求める住民監査請求を行った。監査委員会は、過剰な水資源開発を認めながらも請求棄却とした。

現在、霞ヶ浦を水源とする新たな水需要は生じていない。要するに、湖の生態系を破壊し、生物多様性を損なう水位変動事業の必要は無いのである。にも係わらず、建設省はこの事業を実施する方針を変えようとしない。わたしたちは現在、建設省を含めた円卓会議の設置を、霞ヶ浦の関係者に幅広く呼びかけています。

## 渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ期）事業に対する取り組み

1996年11月23日

## 渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会

## 1. 渡良瀬遊水池の現状

渡良瀬遊水池は栃木、群馬、茨城、埼玉4県の県境にある面積33km<sup>2</sup>の広大な遊水池である。この遊水池は足尾鉱毒事件で知られる谷中村を廃村にし、周辺を買収してつくられたものであるが、長い年月を経て、日本一のヨシ原が広がる自然の宝庫として蘇った。しかし、広大な国有地を国がそのままにしておくわけがなく、すでに首都圏の水ガメの一つとしての渡良瀬第一貯水池（平地ダム）と二つのゴルフ場がつくられている。更に、第二貯水池の建設設計画が浮上したため、遊水池のこれ以上の開発に反対して住民協議会が結成された。第一貯水池は下流水道水のカビ臭を引き起こす原因になっているので、開発反対運動は下流住民も加わった広範な運動になっている。

## 2. 渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ期）事業の審議委員会

関東地方建設局は第二貯水池の建設事業、すなわち、総合開発（Ⅱ期）事業の審議委員会を昨年10月に設置した。審議委員会は昨年10月から今年8月まで延べ5回開かれ、昨年12月には地域住民の意見募集、今年1月には公聴会の開催が行われた。審議委員会の構成は6都県知事、地元6市町各々の首長と議会議長、栃木県議会議員1名、学識経験者11名の計30名である（そのうち、学識経験者の2名は辞任）。審議委員会は記者クラブ所属のマスコミにのみ傍聴を認めているが、住民の傍聴は不可となっている。

### 3. 審議委員会への対応とシンポジウムの開催

住民協議会は、審議委員会は基本的には開発推進の役割を果たすものととらえているが、戦術的には審議委員会という場を通じて住民協議会の意見を広く伝えた方が有利と考え、今まで次のような対応をしてきた。  
①審議委員会が開催される度に、審議委員会の全面公開など、そのあり方の改善を求める要請行動を行ってきた。

②意見募集には多数の意見を出し、公聴会では協議会のメンバーが分担して様々な角度から意見発表を行い、第二貯水池建設の不适当性、歴史性を明らかにした。

更に、建設省の責任者（利根川上流工事事務所長）をパネリストに加えた公開シンポジウムを4月と9月に開催し、遊水池の自然の素晴らしさとそれへの住民の思い、遊水池の開発がもたらす様々な問題、ヨシ原浄化池造成事業の問題点を浮き彫りにした。

#### 4. 現在の状況 —— 第二貯水池建設計画の中間

今年8月の第5回審議委員会で第二貯水池建設計画を2、3年中断することになり、次回の委員会で正式に決定することになった。このような状況の転換には次のような背景があると考えられる。

①公聴会等で第二貯水池計画の様々な問題点、治水利水の必要性の希薄さ、自然破壊、水質問題等が明らかにされ、委員会で慎重意見が少なからず出るようになった

②第二貯水池が第一貯水池と同様、下流水道水の水質問題を引き起こす危険性があり、第一貯水池の水質改善事業の目標が立たないと、下流都県等の了解をとることがむずかしくなった

今年度から第一貯水池の水質改善事業として遊水池のヨシ原を使った浄化池の造成事業が進められているが、この事業は水質改善の効果がさほど期待できないだけではなく、遊水池の自然に大きなダメージを与えるものであることが公開シンポジウムで明らかになった。住民協議会としては現在はこのヨシ原浄化池の拡大にストップをかける運動に取り組んでいる。

建設省が第2貯水池の建設を計画している栃木県など4県にまたがる波良兼遊水地＝96年2月、共同通信社へりかり

川流域住民協議会の高松比古代委世話人の話第1回  
「貯水池と同様に造つては、良い水質の確保ができます。建設を行ひきないのであらかだ。計画がもとじょひさんだつた。貯水池の水を求める理由として、予定地

県創立市などの生活排水が、流入するため、富栄養化が進流注せる。川原の面積が八十秒を狭く、川原は冬季枯れる。(現計画では)水質浄化効果はあまり期待できないとした。浄化対策の工事でも三原をかなり破壊してきた。遊水地は環境教育の場として保全すべきだ。審議委員会は住民の傍聴を認め、本当に池が必要か論議すべきだ。

**公共事業進め十**

【解説】渡良瀬第一水池の建設計画について事業審議委員会が計画を一時中断するか求めることを決めたりことは、今後の公共事業の進め方に少なからず影響を与えたそうだ。

大型公共事業の場合、計画から完成まで数十年かかるケースばかりだが、いたん計画が決まってしまつてその後の社会情勢が変化しても、当初の目標が貫かれ計画通り完成できる、というのがこれまでの実績だ。しかし、渡良瀬第一水池の建設計画は、その典型で、建設省はダム計画の見直しを含めた検討をする場として、全国に十

力に影響

機能性と遊水池全体の活性問題、整备量のわざか三三〇〇戸供たれの環境教育の場として、最善一などと訴えた。「坦元で地道に遊水池保全さえてきた市民団体の理論的な訴えに「本当に池は必要かな」と思った」とある。委員は率直に語る。同時水池建設計画の行方は、市民参加の在り方とともに、地元が納得する形で公共工事を進めるモデルケースになる可能性が出てきただと言えそうだ。

## 2年の中間「答申」

信濃毎日 1996.8.18

進んでゐる。建設省は今春  
から、水質浄化策として町  
のヨン原(ヨンホラ)川、それ  
を通り流れ出せたが、池の  
周囲の緑化を始めた。  
「天然のヨン原  
の淨化能力がどの程度ある  
か、なぜ二二三年(遷流  
を継続)ないと分からな  
い」(根岸委員長)ため、  
その結果が出るまで第二二町  
水池の計画は中断すべきだ  
に提示してござる。

## 金町浄水場の水をおいしくする会

東京都葛飾区奥戸1-3-4高橋方 TEL:03-3697-1155

渡良瀬遊水池は関東平野のほぼ中央、栃木・群馬・茨城・埼玉四県の接した所にあり33平方キロ、首都圏最大の貴重な湿地帯です。この土地はよく知られているように今から約80年前、足尾鉱毒に反対し続ける谷中村を廢村にしその犠牲の上につくられたものです。

その一部に建設省によって1987年渡良瀬第一貯水池がつくられました。首都圏の水ガメという目的です。

1990年の夏、江戸川を水源とする周辺住民が一斉に水道水のカビ臭の被害を受けました。原因は上流にできたばかりの渡良瀬遊水池の放流水によるものでした。この年、渡良瀬遊水池は藻類の異常増殖が進みアオコが全湖面を覆う凄まじい状態でした。この藻類いっぱいの水が渴水時の利根川へ補給されました。藻類によるカビ臭物質が利根川から江戸川に流れこんで、江戸川から取水している水道水が軒並みカビ臭くなりました。渡良瀬貯水池は上流からの生活排水をたっぷり含んだ渡良瀬川の最下流につくられたものです。この水をためこんだことによる藻類の異常増殖が進行し、下流水道水のカビ臭の原因となったものです。この1990年の事件によってできたばかりの渡良瀬貯水池は当初の目的とした首都圏の水ガメとしての機能と目的を果たすことができなくなりました。その後も大量の魚が死んだり、カビ臭さわぎも何回か起こしております。

この色々な問題を起こしているさ中に渡良瀬第二貯水池の建設計画が起きました。渡良瀬第二貯水池の自然を後世に残したいとする人々で「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」が作られ金町浄水場の水をおいしくする会もその一員となりました。第一貯水池の水質が改善されるまでは第二貯水池を作らせるわけにはいかないと反対運動に加わりました。建設省は首都圏の水不足解消のため、ダムや貯水池の建設が必要であるとしていますが、この1990年の夏の渴水は利根川水系ダムの過大放流によって起こされたものでした。ダムの放流を合理的に行っていれば取水制限は必要ありませんでした。すでにある水源を合理的に活用することによって渡良瀬第二貯水池を建設する必要はありません。必要性のない貯水池によって下流住民は水道水のカビ臭に悩まされるだけです。

各省庁への請願・要望署名運動などによって5年間を経過しました。1995年建設省が「渡良瀬遊水池総合開発(Ⅱ期)事業審議委員会」を設置しました。これ以後行政側による不明朗な審議委員会が回を重ねました。1996年1月の公聴会も行政指導型で推進側が多数を占めるように人数配分がされていました。しかし第二貯水池建設反対側の意見は筋が通っておりそれなりの効果はあったよう、この公聴会の後、委員を辞任した人も出てきて審議委員会の中で動搖がみられたようでした。

この4月20日、かねてから開催を希望しておりました公開シンポジウムを漸く聞くことができました。渡良瀬遊水池のこれからの方について建設省・地元市町の責任者、そして住民の間で活発な意見交換が行われました。その後8月8日に開催された審議委員会で、第一貯水池の水質をヨシ原によって改善する工事が行われておりますが、第二貯水池の工事を2年から3年中止するということになったというニュースが入り、反対運動の効果があったと胸をなでおろしているところです。そして更に9月28日シンポジウム「ヨシ原浄化池をめぐって」を開くことができました。2~3年でなく長期的に水質が改善されることを見極めてから第二貯水池問題は検討すべきだと下流住民の意見を出しました。(高橋)

## 相模川キャンプインシンポジウム

神奈川県相模原市中央4-2-7  
TEL/FAX 0427-56-6916

相模川キャンプインシンポジウムは、山梨県から神奈川県の中央部を流れる相模川に建設中の「相模大堰」問題を中心に、相模川の自然生態系を保護することを目的として活動してきました。

相模大堰は河口から12KMの地点に毎秒15トンの取水能力を持つ県内広域水道企業団の取水堰計画です。1990年に環境アセスが始まった時点から本格的な活動を開始し、1300通の意見書・公聴会での陳述等のなかで、上流の宮ヶ瀬ダムは、毎秒15トンもの水量を開発出来ないことを明らかにし、新たな堰を作らなくても取水塔方式や、既存の取水施設の拡張で対応可能などとの対案も提起しました。しかし、アセス審査会はこれらを全く無視しました。

私たちはこれに対し、93年、神奈川県知事に対し年間60億もの県からの支出を差し止める監査請求を4000人を越える請求人で行いました。そして、その却下を受けて、県内環境保護団体から23人の原告団を組織し、相模大堰建設差止め住民訴訟を提訴しました。

裁判は、毎回原告が相模川の自然環境・動植物に替わっての意見陳述を行ない、同時に相模大堰計画の不当性、自然環境、住民に与える影響等を争点に14回の口頭弁論を行ってきました。被告の知事側は、内容に関わることを避けながら、引き延ばしを図り門前払いを意図しているようです。

95年1月には建設大臣に対する、請願法に基づく請願を行ない、その結果として、建設省の行政指導の下で、神奈川県・水道企業団と市民団体による話し合いが持たれることとなりました。双方から司会者を出し行う話し合いを私たちは「円卓会議」と呼んで今日まで19回行ない、なお継続中です。この中では、これまでになく様々な情報が明らかにされ、ことに水利権問題では、現在5キロ下流の寒川取水堰で取っている12トン/秒の暫定水利権が、宮ヶ瀬ダムの完成により消滅し、寒川の施設は完全に遊休化することが明らかになりました。つまり、既存の施設を遊休化した上で、新たに取水施設を作る、そして、その取水量の差はたったの3トンでしかないことが明確になったにのります。

相模大堰はたったの3トン/秒のために6700億円もの投資を行なうものであることが明らかになりました。しかし、県・企業団は工事を昨年10月より強行し、レッドデータ植物である「タコノアシ」やこの間私たち独自の調査で明らかになった昆虫類56種もの神奈川版レッドデータ貴重種が確認される川原を破壊し、相模川最大のアユの産卵地である計画地の早瀬を破壊しつつ、今年も2期工事が開始されました。

私たちは、裁判・円卓会議の他、川原でのシンポジウムや屋内集会等を行ったり、県庁包囲デモを行ったりしてきました。現在も、裁判・円卓会議・生物調査・カヌーデモ・アセス審議委員会に対し再度意見書を集中しアセス違反を追及するなどの行動を続け、この不当な工事の中止を求める運動を継続中です。

## 福井県足羽川ダム建設事業審議委員会主催

地区住民から意見を聞く会終了

新たな決意

## 福井県美山町ダム反対期成同盟会

昨年夏 建設省主導で構成された足羽川ダム建設事業審議委員会主催の地区民意に一般からの意見を聞く会が10月28日と11月5日の2回に亘って開催された。10月28日は建設推進論者11月5日は建設絶対反対論者6名がそれぞれの資料を持って活発な反対意見を発表した。

去る6月15日に開催されたオ一回の意見を聞く会には一人持時間15分間の制限という形式上、建設者の仕組みに我々は反対し不参加を表明決意書を提出したのみである。

この度11月5日の意見を聞く会は報道機関の全面公開と一般傍聴者の入場並に意見発表者に対する持時間1時間内の制限に依り我々は県、市民に理解を深めるため参加を決定。小田中会長が約40分間清水本会青年部員が約25分間、壇々と決意と信念を発表した。最後は「ダム建設賛成反対は我々が決定する問題であり命をかけて対する。永々に印監は押すない。各審議委員は県民の代表委員として良識ある決論を望む」と力説した。外畠の意見陳述者も各資料を元に活発な意見を述べ論戦を展開した。

今後オフ回目の審議委員会は12月18日開催し3回に亘って行われて意見を聞く会の内容を分析して決論の参考にするという。

青春決論すらであろう足羽川ダム審議委員会を我々は詫めた訳ではない如何なる決論を出そうとも我々は方針、決意、信念は不变であり益々強固に対決する事に心を新たにしている

## 長良川河口堰建設に反対する会

長良川河口堰を問う運動は全国の川を問う象徴的な運動。河口堰運用後もわが国で初めての運用後の見直しを求めて運動を続け、公共事業チェックの世論をつくっている。

事務局 岐阜市なわけ町2-2 〒500 電話 058-272-8495 FAX 271-8279

### 河口堰運用後の経緯

95/7/8 長良川河口堰の全ゲートを閉鎖

11/3~5 「長良川監視DAY」開催 主催：長良川河口堰建設をやめさせる市民会議

96/1/30 第3回長良川河口堰モニタリング委員会

昨年9月下旬から年末までの産卵・降下期に、穂積大橋地点を降下した、ふ化したばかりの仔アユは約2億5千万匹と試算され、前年の試算値約47億3千万匹に比べ、大幅に減少したことが分かった。

2/17 「第3回新しい対話 in 桑名」開催 主催：長良川監視委員会

2月~4月 シラス不漁

4/29~5/9 北米ダム視察

5/17 日本自然保護協会の長良川河口堰問題専門委員会が、昨年7月の本格運用後の状況について報告書をまとめ発表した（3回目）。「堰による長良川の変化は深刻。運用見直しも選択肢に入れた事後調査をすべきだ。藻類の大量発生は特異な猛暑や渇水に起因したものではなく、今後も毎年起こる現象だ」

5/18 「第4回新しい対話 in 美濃」開催

5/21 「オゴノリ大量発生 河口ゼキ原因か 漁の妨げ漁師困惑」（中日新聞）

5/22 超党派の国会議員ら「公共事業チェック機構を実現する議員の会」と「国民会計検査院」が長良川河口堰を合同で視察。「河口堰は壮大なムダというべきで、運用を見直すべきだ」とする見解を発表した。

5/28 第4回長良川河口堰モニタリング委員会

建設省が1月から5月末までのデータを専門家に報告。有機物やプランクトンの死骸などの堆積物が堰下流で顕著なこと、アユ・サツキマスのそよ上時期が例年より遅れた点などが討議された。

8/13 行政とのじみ調査（第2回）

9/13~15 「'96国際ダムサミット in 長良川」開催 主催：長良川監視委員会ほか  
第1日目テーマ；「世界中でダム開発が終焉の時を迎えていた」

第2日目テーマ；「日本の河川開発100年を検証し、21世紀の河川思想を構築する」

9/17 来日中の「国際河川ネットワーク」のフィリップ・ウィリアムズ名誉会長が岩垂環境庁長官に長良川を、「世界遺産」に登録されるようユネスコに働きかけるよう要請。

9/19 岩垂環境庁長官が長良川河口堰を視察。「河口堰には、ゲートの開放を含め、抜本的な対策を建設省に求めていく」と述べた。

10/14 長良川監視委員会 大規模な公共事業などをチェックする機構の創設などについて9政党へのアンケート結果を発表。すべての党がチェックの必要性を認め、自民党以外の党が建設省のダム審議会を「お手盛り」と批判。長良川河口堰など運用された事業でも、問題があれば見直す必要を認めた。

10/25 「第5回新しい対話 in 郡上」開催

11/9 ことしのサツキマスの漁獲高は最盛期の6月末で1410キロ。昨年よりも500キロ近く上回ったが、一昨年までの4000キロ台にはほど遠かった。（中日新聞）

以上

## 長良川河口堰この1年間の活動報告

文責 村瀬惣一  
(長良川河口堰建設差止訴訟原告)

(1) 河口堰は木曾川水系水資源開発基本計画(1965年策定、'68年修正)に組み込まれたプロジェクトである。即ち、国は木曾川水系(長良川、揖斐川を含む)にダムを6つ、日量で745万m<sup>3</sup>の都市用水を愛知県(尾張)、三重県(北伊勢)と岐阜県へ供給する、とした。うち河口堰(日量194万m<sup>3</sup>)の事業計画の提示は'73年。だが終末年度('85年)において完成していたのは岩屋ダム(日量342万m<sup>3</sup>)だけ。その年度の実績は既設水源が450万m<sup>3</sup>(地下水240万m<sup>3</sup>、河川水210万m<sup>3</sup>)、岩屋ダム122万m<sup>3</sup>。だから同ダムの余剰は220万m<sup>3</sup>。この時河口堰と徳山ダム(日量130万m<sup>3</sup>)の着工は再考慮すべきだった。

だが建設省は、ネックになっていた三重県の工業用水(8.41m<sup>3</sup>/秒=日量73万m<sup>3</sup>)の約1/2=4m<sup>3</sup>(日量35万m<sup>3</sup>)を愛知県に肩代わりさせることで同県の同意を得('87年)、「88年着工にこぎつけた。(但し、実際は河口堰で2m<sup>3</sup>、岩屋ダムで2m<sup>3</sup>)。河口堰(と徳山ダム)の着工を正当化したのは、「93年に公表した改定基本計画である。即ち国(国土庁)は1985年→2000年の間に、この水系において新規に発生する水需要を46m<sup>3</sup>/秒(日量約400万m<sup>3</sup>)としたが、過大みつもり。過去の実績を延長すると—30%以上の余剰をみて—100万m<sup>3</sup>で可。ならば岩屋ダムの余剰が220万m<sup>3</sup>、その他3つの小ダムで80万m<sup>3</sup>。これで十分。

(2) 河口堰本体は'94年3月に完成した。総事業費1500億円。うち、本体約1100億円、流域3町への補償約210億円、漁業補償約190億円。1年間のテストを経て、「95年5月22日、野坂浩賢建設相(当時)は「本格運用」を決定した。

(注)ダムの場合、湛水すると漏水および微震を発生するので約1年間のテストを行う。  
河口堰の場合も、漏水、塩害、水質、防災のためのテストに約1年間かける。我々はこの間を建設省との「円卓会議」および「対話」にあてた(後述)。

だが、水源施設を本格運用するためには導水施設が必要である。それがない。いま両県での事業が進行中である。

1つは愛知県の知多半島。同地域の5市5町(人口53万人)の水道用水の水源は木曾川の大山頭首工と馬飼頭首工の計日量約20万m<sup>3</sup>。うち馬飼を河口堰に切りかえる。事業費328億円、完成'98年の予定。だが馬飼の能力は日量139万m<sup>3</sup>、実績は知多の10万m<sup>3</sup>を含めて70万m<sup>3</sup>を切っている。

もうひとつは三重県。中勢の津、久居ほか7町、人口29万人の水道用水の水源は雲出川の8.1万m<sup>3</sup>と自己水源の6万m<sup>3</sup>。将来8万m<sup>3</sup>不足する、として河口堰から導水する。事業費853億円。だが実際の新規需要はせいぜい2万m<sup>3</sup>。ならば同地の工業用水に3.9万m<sup>3</sup>の余剰があるからその1/2を転用すればよい(その他北伊勢工業用水に60万m<sup>3</sup>の余力がある)。

いずれも、こうすることで河口堰建設を正当化すると共に県が負担した河口堰建設費のうち上水道分を関係市町村に転嫁できる。だから我々の運動目標の第1を導水事業の凍結→河口堰不使用おく。

(3) 前記要求を支えるのは、防災、水質、河川環境等に関する問題点の指摘である(実は運動の出発点はそれだったのだが)。

即ち、我々が防災面で指摘してきたことは①貯水による漏水と堤防の弱体化②付近を天白河口断層、養老桑名断層、伊勢湾断層等が走っており、地震→構造物の破壊変形→災害の増幅③津波高潮→越流等であり、水質・底質については④ヘドロの堆積、アオコの発生⑤農薬や肥料の流入と水の停滞等により水質が悪化⑥これを塩素殺菌することでトリハロメタンが増加⑦水質悪化と酸欠による魚介類の死滅⑧ユスリカ等有害生物の発生—等であった。これらの兆候はすでに表われ始めている。河口堰の水は使えなくなるかも知ないのである。我々のこの1年間の闘いは以上の諸点掲げての、省と公団との対決であった。以下、紙巾がないのでプロセスだけを列記して報告にかえる。

'95年3月~5月 省との「円卓会議」。環境、防災、塩害、水需要の4項目各2回。

'95年9月9日	
10月21日	
'96年2月17日	
5月18日	
10月25日	
'95年5月22日	建設大臣交渉
7月27日	〃
11月3日~4日	開け河口堰、長良川監視デー(集会)
11月8日	公団現地調査立会
'96年3月15日	ユスリカ調査
5月13日	公団現地調査立会
5月22日	国民会計監査現地調査団来
6月10日	社会党現地調査団来
7月1日	シジミ合同調査
9月14日~16日	国際ダムサミット in 長良川(集会)
9月19日	岩垂環境庁長官来

(注)菅厚生大臣の現地調査を求めたが実現せず、「さきがけ」の名古屋集会において「陳情」

### 〈訴訟関係〉

'94年7月20日	岐阜地裁判決(却下)
7月28日	名古屋高裁へ控訴
'95年4月20日	第1回弁論
11月8日	第2回 〃
'96年3月14日	第3回 〃
7月4日	第4回 〃
10月31日	第5回 〃 (証人申請5名)
— '97年1月16日	第6回弁論(予定)

## 細川内ダム建設計画に反対する『木頭村』

連絡先 〒771-64 徳島県那賀郡木頭村大字出原字マエダ34番地  
木頭村役場ダム対策室 TEL08846-8-2311 FAX08846-8-2690

### ダム等事業審議会

全国で13の事業が審議対象になっているが、村民・村議会・村理事者が三位一体で反対している細川内ダム建設計画については審議会が設置されていない。昨年の6月に建設省がダムや堰に対する評価システムを新設する方針を決めてから、ダム事業審議委員会の委員に加わるよう今日までに建設省と徳島県からは5回審議委入りの要請が木頭村にあった。しかし、委員選任が公平でなく、ダム計画にお墨付きを与えるだけとして村長と村議會議長は就任を拒否している。

木頭村は既に全国で設置されている12カ所の審議委の動向並びに結果については常に注目をしている。建設省は今後20カ所で審議委設置を予定しているようである。建設省はこの審議委制度をダム・堰の建設事業の流れの一過程としているように見受けられる。このような状況から、細川内ダム事業審議委が設置できないからといって、今更、審議委対象から除くということは非常に難しいと考えられる。

徳島県知事は平成5年11月の木頭村との話し合いで、現地での測量・ボーリング調査を強行してやることはしないと約束している。また、建設省と徳島県は地元代表の入らない審議委員会はあり得ないと述べている。このようなことから計画自体を中止することは今はできないが、今後木頭村が審議委に入らないことで実質的に細川内ダム建設計画の推進に待ったをかけ続けることになる。

### 最近の運動

徳島県内には細川内ダム建設計画に反対する住民団体が9団体ある。その内の8団体が集まって細川内ダム建設反対県連絡会を昨年の10月に結成した。今年の8月には徳島で第12回水郷水都全国会議が開催され、この時に県連絡会が「ガロの森のオーナー」として立木トラスト運動の募集を開始している。現在全国の582人から1123本の応募があり、今月の10日にはオーナーが参加して木札を樹木に取り付ける「第1回立木トラスト」が行われた。

立木トラスト運動は、開発計画の予定地にある樹木を買い取って計画

の阻止を目指す運動。主によるゴルフ場開発などを防ぐ手段として全国各地で成果を上げ細川内ダム建設計画のような公共事業では、土地収容法に基づく容の適用が可能なため、今回の運動は阻止行動というよりは、強くアピールすることを目的としている。

このトラスト運動は、地没予定地内の樹木を県連絡会が買い取り、県連絡会はこの買付け木を、ダム計画反対の賛同者に1本1000円で売買契約を結び買ってもらう。樹木にはオーナーの氏名を書いた木札を取り付けてあることを明示する。オーナーはこの樹木を伐採らぬ、契約後10年経過するか、細川内ダム計画が中止された場合は県連絡会に無償で譲渡することになっている。県連絡会は今2000本を目標にして募集を継続しており、全国の皆様のさらなるご協力を願っています。

トラスト契約書	1996年月日
(甲住所) 徳島市那賀町2丁目15 (TEL0886-54-4554)	
(甲氏名) 細川内ダム建設反対徳島県連絡会 代 表 大栗丸人	
立木オーナー	
(乙住所)	
(乙氏名)	印
甲、乙は、徳島県那賀町に残された最後の清流自然を守るために下記のとおり契約する。	
契約書は2通作成し、ずつ保管する。	
記	
1. 甲は、その所有する木頭村所在の立木N <sup>o</sup> _____ (以下本件立木という)につき金1,000円で乙に売りわたす。 2. 甲と乙は本件立木に所有を公示するため然るべき明認方法を施す。 3. 本件立木の管理はその山林所有者が行う。 4. 甲は本件立木の前主がある場合、その他山林保全上のやむおえない場合は乙の承諾なく販賣にかかる立木を変更できるものとする。 5. 乙は、本件立木を伐採しない。また山林へは甲の許可なしに入山してはならない。 6. 乙は、本契約上の権利行使してはならない。 7. 本契約後10年経過するか、細川内ダム建設計画が中止された場合には、乙は本件立木を甲に対し無償する。	
以上	

## 「苦田ダム建設事業審議委員会について」

矢山 有作

苦田ダム反対諸団体のこの一年間の運動は、主催の出席を得てのシンポジウムの開催と苦田ダム建設事業審議委員会への対応で、ここでは審議委員会をめぐる私たちの運動を中心に報告する。

### 1 審議委員会設置前

1995年6月30日、建設省は「ダム等事業の試行」を発表し、7月14日には、河川局長通達により審議委員会の構成、ダム等事業審議委員会設置の動きが具体化した。

これに対し、水源開発問題全国連絡会（以下、水）は7月26日、野坂建設大臣に面接し、白紙撤回を強く要請したが、要望は、という程度に終わった。

8月17日、私たちは中国地方建設局に行き、建設事業審議委員会設置取り止めの要請書をもって要請すると共に、後任の森に同要請書を送付した。中国地建は要請を拒否した。

私たちの要請を無視したまま、29日には中国地建ダム建設事業審議委員会を設置した。

### 2 審議委員会発足後

私たちは、審議委員会の活動を阻止することに重き運動を展開した。9月4日、長野知事宛の「苦田ダム建設事業審議委員推薦撤回」もって、苦田ダム対策室長に会い、知事の委員辞退と委員の推薦撤回を要請し、青は知事に伝えるというに止まった。

9月7日に、4日の知事宛要請と同様の趣旨の「建設事業審議委員辞任の要請」を審議委員に送付すると共に、辞任要請のハガキ運転したが、これらに対する対応は皆無であった。

他方、建設省と県は審議委員会を設置しながら、専法による水源地域の指定を決定、水源地域整備計画決定の作業を進めると共にはダム関連事業を促進しており、このことに対し10月5日「苦田ダム水源地域」と水源地域整備計画決定の中止およびダム関連事業の中止を求める要請」を村森建設大臣、佐藤中国地方建設局長宛に送付し、文書による回答を求めた。

10月9日には、同様趣旨の知事宛の「苦田ダム指定の申請の撤回と水源地域整備計画の中止およびダム関連事業推進の中止を求める要請」と「苦田ダム建設事業審議委員会の審議についての要請」の二つの要請書を申し入れをし、審議についての要請は審議委員に送付したが、いずれも無回答である。

### 3 第1回審議委員会

第1回審議委員会が10月11日の13時から開かれたので、9日付けの審議につい

ての要請書を携え、傍聴に出向いたが、中国地建職員から傍聴の可否は委員会が決めるとして拒否された。委員長決定後に小坂委員長に会い要請書を渡し、傍聴許可を求めたが、これも拒否された。

翌12日の各紙の報道によると、この日の会議は、委員会の公開、非公開の論議に大半の時間を要したようである。委員会の公開については、一般市民には報道機関を通じて行きわたるという理由で、一般公開は認めず、報道機関にのみ原則公開とし、委員長判断で非公開とすることもある、委員の個人名を出した報道は控えてもらう、地元の人に意見を述べる機会をもうける（この部分は議事要旨には欠落している）ということになり、あとは、現段階での審議委員会の設置を疑問視する発言や、ダムの是非を論ずる審議を拒否するような発言が続出すると共に、発電施設の併設や積極的事業推進の要請もあり、この日予定されていた委員会の運営方法や審議の進め方は次回に持ち越されたと報じている。

委員会は16時頃には終わったようであるが、委員会の終了も、終了後の委員長の記者会見も、私たちには気がつかれぬように行われ、正確な終了時刻は不明である。

### 4 第1回審議委員会後

11月10日「苦田ダム建設事業審議委員会の審議についてのご質問」を審議委員宛に送り、苦田ダム建設事業審議委員会の現時点での設置に対する見解、一般非公開の決定理由等7項目に対し、同月20日を目途に文書による回答を求めたが、無回答であった。

29日には、慎重な審議を求めて、苦田ダム計画への疑念、苦田ダムへの反対提案を記述した「要請書」を審議委員に送付するとともに、小坂委員長には直接要請すべく、岡山大学に行ったが、不在。秘書は要請書の受け取りさえ拒否したが、押し問答の末要請書を渡した。なお、本要請書は中国地建にも送付した。

さらに、同日、第1回審議委員会に関する「抗議声明」を発表した。声明は総理、建設大臣、中国地建局長にも送付した。

1996年度政府予算案の発表をうけ、審議委員会による事業再評価を言いながら、他方ではダム事業推進の予算を計上するという矛盾に対し強く抗議し、「1996年度の苦田ダム事業関係予算計上に対する抗議と要請」を12月26日、総理をはじめ関係機関に送付し、県・苦田ダム工事事務所には直接出向いて強く抗議するとともに要請書を渡した。

### 5 第2回審議委員会

1996年5月30日13時開催の高梁川総合開発事業審議委員会のあと、同一場所で15時から開かれた。私たちは、審議の全面公開、公聴会の開催等5項目の「審議委員会の民主的運営に関する申入書」を携えて傍聴を行ったが、中国地建側職員に阻止されて会場に入ることができなかった。申入書を審議委員に渡す約束で中国地建職員にあづけたが、申入書は無視されたままである。

翌31日の各紙の報道によると、中国地建から苦田ダム建設事業の内容説明と反対する住民団体が審議委員会に提出していた（11月29日付の文書）ダム計画への疑問点についての見解が示された。委員は説明を聞くのみで、ダム事業についての質疑や意見は全くなく、ダムの早期実施を求める発言ばかりで、小坂委員長も、「苦田ダムは既に所定の手続きを終え、関係機関で事業を決議している。また関係町行政も建設に賛成している。ダ

ム建設を前提とした整備が進んでいる」などの意見を表明し、次回で審議委員会としての見解をとりまとめたいと発言したと報じられている。委員会は17時頃には終わった。委員会終了後の記者会見で、小坂委員長は「今さら、ダムの是非を議論するつもりはない。感情的で反対のための反対は受け入れられない」と公聴会を聞く考え方もないことを明言したと伝えられている。

この審議委員会の実態にあきれかえったのか、産経新聞は「お粗末 苦田ダム審議委員会」「“激論”もなく次回に結論」「是非問う声もなし」との見出しの記事のなかで、「この日出席した委員もダム事業の是非を問う声はなく、建設側に事業推進などを求める声のみで、事実上事業を速やかに推進する“陳情”的な様相を呈していた」と記している。

## 6 第2回審議委員会後

この事態に私たちは水源連事務局等に対し、関係方面への抗議行動を要請した。6月6日には、審議委員会の慎重な審議を求める「要請書」を中尾建設大臣、河川局長、中国地建局長に送信するとともに、審議委員に対し、改めて審議に最善をつくし、模範となるような審議を求める「苦田ダム建設事業審議委員会の審議に関する要望」を送付した。さらに、審議委員会の実態を明らかにするビラまき行動も実施した。

## 7 第3回審議委員会

6月10日、第3回審議委員会当日の午前に、知事宛に慎重な審議と、審議打ち切りの暴挙は断じて行わないことを要求する「苦田ダム建設事業審議についての要請」書を提出し、強く実現を求めた。

同日13時からの第3回審議委員会に出向き、強く傍聴を要請するも拒否され、やむなく委員長に面接し、前記の知事宛要請書と同趣旨の「第3回苦田ダム建設事業審議委員会の審議についての要請」を手渡し、要請の実現と委員への配布を求めた。

翌11日の各紙の報道によれば、河野岡山大学環境理工学部長が「苦田ダム計画に関する科学技術的評価」報告書について説明し、中国地建からは、第2回審議委員会で出されていた要望につき見解が示されたが、委員からは何の発言もなく、小坂委員長が「ダム建設の是非については長年議論をつくしており、法的手続きを経て周辺整備が進められていて、ダムの必要性は十分理解でき、事業の推進を認めたい」と提案して答申が出され、全会一致で承認されたと伝えている。委員会は15時頃終わった。

なお、答申後、記者会見で、小坂委員長は「ダムの是非については議論しつくされており、この審議委員会ができたことで地元も不安を感じており、早い結論を出すべきだと考えた」と語ったと報じられている。最終答申が出されたのは苦田ダムがはじめてである。

13日の読売新聞の「記者手帳」は「ダム審 早急な結論に疑問」「“とんとん拍子”的結論」「本当に審議をつくしていたのか 疑いたくなる加速ぶり」云々と述べたうえで、反対団体の「でたらめ」という言葉が耳に残ると書いている。

答申は「現時点での苦田ダム建設の是非にまで遡って議論を行うことは適切でない」としたうえで、「ダム建設を前提とした整備が進んでおり、中止するようなことは、社会的に全く容認されない」として事業推進を認めている。

## 8 第3回審議委員会後

6月12日、実質的審議を全く欠いた答申への抗議と答申の撤回、審議のやり直しを求める「苦田ダム推進の答申に対する抗議と要請」を小坂委員長と審議委員に送付すると共に、改めて公正な審議委員会を設置することを求める「苦田ダム建設事業についての答申に対する抗議と要請」を建設大臣、河川局長、中国地建局長に送付した。

さらに、同日「苦田ダム推進の答申に対する抗議声明」を発表した。また水源連等に抗議・要請行動へ協力を求めた。

6月28日、中国地建において小森龍邦衆議院議員の同席のもとで、水源連参加団体代表と共に「苦田ダム建設事業審議委員会およびその答申に対する要請書」を提出、1時間余論議するもスレ違いに終わり、後日の文書による回答を約束させた。

7月3日、河野岡山大学環境理工学部長宛に「苦田ダム計画に関する科学技術的評価についての申入書」を送るも回答なく、再度の要請に対し、29日の回答は「要請には一切お応えできません」の一語のみであった。

7月11日、建設省において、水源連参加団体代表と竹村泰子参議院議員の同席のもとで、苦田ダムについての答申を無効とすることなどの要請書を提出し、竹村公太郎河川局開発課長らと論議するも成果はなかった。26日付の文書回答では、「答申を尊重して事業を進める」などと述べている。

## 9 審議委員会についてのまとめ

苦田ダム建設事業審議委員会は昨年10月11日初会合を開いた。委員会は公開か非公開かの論議に大半の時間を費やし、後は、今更何のための委員会かとの意見統出で終わる。

その後、日程の調整がつかないと7か月余も放置。今年5月30日の2回目会合では、建設省側の説明を聞くだけ、質疑も意見も皆無、事業推進を求める“陳情”的なみ。小坂委員長は今更、ダムの是非を論ずる必要はない、次回委員会では結論を出すと表明。そして、わずか11日後の6月10日の3回目の会合では、「現時点ではダムの建設にまで遡って議論を行うことは適切でない」とダム推進の答申を出した。

この間、委員会として現地に足を運ぶこともなく、公聴会も開かず、1回目の委員会で決めていた地元の人に意見を述べる機会を与えることもなかった。

建設省は、「委員会開催の回数などの問題ではない」というが、わずか3回の「会合」で数時間の「会議」、審議委員会の設置目的の否定、ダム事業是非の論議は皆無である。審議委員会の根本問題は、実質的審議の実態がないということである。

今年9月8日、あたらしく結成した「ダムと水を考えるシンポジウム実行委員会」主催で、はじめて、建設省と治水、利水、地質、環境問題の専門家の参加のもとに苦田ダム公開討論集会を開いた。今後もこれを継続開催していく考えである。

## 子守唄の里・五木村（熊本県）を沈める川辺川ダム建設計画の問題点

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域都市民の会  
子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会 原 豊典

### 1. 川辺川ダム計画の概要

川辺川は九州山地に端を発し、日本三大急流にも数えられる球磨川に注ぐ最大の支流である。四国・四万十川よりも美しいと言われ、日本カワウソを見たという多数の証言もある全国でも屈指の清流である。建設省が、この川辺川に高さ107.5mの巨大なダム計画を発表して、今年で30年になる。今までに行われているダム関連工事は、取り付け道路と一部の代替地の工事のみであったが、九州地方建設局は川辺川ダム事業審議委員会で公正な見直し審議を行うという言葉の裏で、長年のダム問題に振り回されて疲れ、諦めの心情が強まってきた五木村民に対してダム前提の村づくりを煽って苦渋の選択を強要し、代替地の全面買収に成功した。しかし、中心部落頭地には150世帯の民家、小・中学校と高校の分校、旅館や森林組合などが残り、子守唄の里・五木の風情を醸し出している。

### 2. 問題点

#### (1) ダム目的の喪失

昭和41年に計画された川辺川ダムの目的は、治水・農業用水・発電であるが、既にその目的は喪失している。

1-1 河川改修が進み、洪水の起こる危険性は非常に少なくなってきた。逆に川辺川ダムができると、市房ダムとの同時放流による大洪水の危険にさらされる。

1-2 大多数の農家は、現在の水路で充足しており、農家が川辺川ダムによる利水事業に参加させられると、将来膨大な負担金が農家を苦しめる。農水省が進める、この川辺川ダムに伴う「国営川辺川土地改良事業」では、農家の同意を得る時点で、事業負担金を明示しない、虚偽の説明をするなど問題点が多く、1144戸（対象農家総数の約1/3）の農家は同事業は不要として、「異議申立書」を94年12月21日に提出したが、農水省は今年3月29日、これを棄却しましたので、866戸の農家らは「棄却取り消し」を求めて6月26日、熊本地裁に農水大臣を相手取り、行政訴訟を起こした。

1-3 川辺川ダムの計画発電量（16,500kW）は、水没などにより閉鎖が考えられる現在機能している4つの発電所の合計発電量（18,900kW）を下回る。

#### (2) 環境への取り返しのつかないダメージ

391haもの水没予定地一帯には、絶滅危惧種のクマタカやヤイロチョウを始め、2711種もの動植物が分布している。しかし、計画が古いからという理由だけで、環境アセスメントすら行われていない。また、子守唄の里として名高い五木村の中心地も水没てしまい、下流の河川環境にも致命的なダメージを与える。さらにダムによる河川の汚濁、流量の減少により清流球磨川は失われ、鮎や球磨川下りに与えるダメージが懸念される。

#### (3) 住民と議会・行政のダム建設に対する意識の食い違い

川辺川ダム建設の見直しを求める人吉市民の陳情署名数は、有権者（約3万名）の半数を大きく上回る1万8934名（95年3月現在）に達し、市議会に提出された。にもかかわらず、市議会は94年9月、議員提案によるダム建設促進の意見書を採択してしまった。また、県知事も度々、「川辺川ダ

ムは現時点でも必要」と発言しており、住民と行政・議会の意識は大きく食い違っているのが現状である。

#### (4) ダム事業審議委員会の問題点

建設省は95年9月4日、「川辺川ダム事業審議委員会」の審議委員12名を発表した。それに対し、ダム見直しを求める四住民団体は、「審議委員会は(1)第三者機関による見直しではなく、事業者による見直しだ(2)委員の推薦をダム建設促進の意向を持つ県知事に一任している(3)委員の大半が事業促進の人が占める仕掛けになっている」として審議委員会の白紙撤回を求めた。審議委員会は9回の委員会、現地調査、公聴会などを実施したが、最後まで住民の傍聴は認めず、20通にのぼる住民の申し入れ書にも回答せず、96年8月10日、「ダム建設継続」の答申を決定した。

### 3. 建設省のダム本体着工に向けての意志決定と住民団体の対応

九州地方建設局は審議委の答申を得るや否や、ダム本体着工へ向けてのスケジュールを発表して、実質上の本体着工とも言うべき仮排水路工事の予算を要求した。これに対して、人吉を中心とする川辺川ダム反対計画見直しの4団体は上流から下流の八代、海の天草に至る各地域の基本的な住民団体を促して、11団体加盟による川辺川を守る県民の会を発足させた。流域4団体と県民の会は各々建設省、環境庁、大蔵省に対して要求書・要請書を発し、建設省に対してはダム本体着工への意志決定を撤回すること。九地建が審議委員会にも知らせなかったクマタカの巣及びその生息確保のため、現工事を中断することなどを求め、大蔵省に対しては川辺川ダム予算を計上しないことを求めている。

建設省が本当にダム建設中止もあり得る審議をしようとするのであれば審議委開催中は工事を停止して、全流域住民から意見を聞くべきだ。ところが逆に「このままではどうにもならない、どうにかしてほしい」という五木村民の感情を煽って、水没団体や村議会にダム推進決議を促して、その結果を既成事実として委員会の“審議”にもつきつけるというやりかたを積み重ねた。

これは建設省の姿勢や体質が、そのマスコミなどへの宣伝内容と相反して、これまで全く変わっていないことを示している。委員会開催中から、流域市町村をあおって促進決議をさせたり、答申後流域自治体と議会の代表8名が五木村に押し掛け済みの五木に本体着工同意を迫るなど、地方自治を踏みにじる行為は建設省のお膳立てで行われたことは明白である。このようにして、遂に五木相良両村の同意をとりつけた上、熊本県もいたたいた覚書きを交わして、一連の作業は完了し、建設省の思惑通り事態は進んでいるように見える。

しかしながら、これら強引なやり方は、建設省の危機感の表れであり、弱さを示しているものである。その五木村にても一割自治のためにやむなく村長が調印せざるを得なかつたに過ぎず、村長がましてや村民が納得しているわけでは決してない。最大の被害者のひとつ球磨川漁協は、反対を表明している。何よりも川辺川ダムが目的としている洪水調節や灌漑事業の“受益者”とされる人吉市民や農家が大量に反対・中止を表明していることがこの事業の無根拠を示している。問題は受益者とされているが故に、これらの下流の住民の同意を得ずして事業を進めることができる現制度の欠陥にある。

私たち住民団体の課題は、これら受益者とされる住民の反対・拒否の意志をよりクリッキリとより大量に現し、被害者そのものである五木村民や漁協の本来の意志と結びつけるとともに、これを更に広い県民世論、全国の世論で包むことである。

（受益農家が提訴している裁判の第1回公判は12月4日午後熊本地方裁判所で行われる）

# 「日本一の巨大ダム」徳山ダムからの報告

## 徳山ダム建設中止を求める会

事務局：大垣市本町2-27 ☎0584-78-4119(午後)

### 徳山ダム 計画概要

型式：ロックフィルダム	洪水時満水位：標高401.0m	総貯水量：約6億6000万m <sup>3</sup>
堤高：161.0m	常時満水位：標高400.0m	有効貯水量：約3億5140万m <sup>3</sup>
堤頂長：440.0m	最低水位：標高367.5m	集水面積：約254.5km <sup>2</sup>
建設費（85年単価）	約2540億円(96年7月現在+300億円と建設省はいう)	
費用負担割合(%)	治水=38.5(岐阜県・三重県)、発電=18.8(中部電力)	
上水道=4.1(岐阜県)、10.8(愛知県)、13.5(名古屋市)、工業用水=11.1(岐阜県)、3.2(名古屋市)		

### 徳山ダム問題の経過

- 1957. 徳山ダム計画公表。村議会「徳山ダム建設反対」動議議決。
- 1959~61 3年連続洪水被災。61年 水資源開発公団発足。
- 1965. 9月、集中豪雨被災（犠牲者も出る。埋まってしまった農地もある）
- 1972. 村条例により「徳山ダム対策委員会」設置。
- 1976. 10月、建設省から水資源公団へ事業を移管。事業実施計画認可。
- 1977. 9月、村山輝道氏ら3名「徳山ダム建設差止請求」など3件の訴訟をおこす。
- 1978. 9月、水資源公団「補償基準」を示す。10月、ダム対策委「補償基準」返上。
- 1980. 公団、第2次「補償基準」示す。ダム対策委「補償基準要求書」を提出。
- 1983. ダム対策委分裂。「徳山ダム対策同盟会」と公団、補償基準に合意。
- 1984. 同盟会員、補償契約開始。“慎重派”的うつ独自交渉グループ「徳山ダム対策協議会」結成。契約終了者の移転開始。
- 1986. 徳山村と公共補償協定締結。
- 1987. 3月、徳山村廃村、藤橋村に合併。
- 1989. 3月、466戸すべてについて、移転契約完了。
- 1995. 7月、建設省の「ダム見直し事業」の対象に指定される。12月、徳山ダム建設事業審議委員会発足。「徳山ダム建設中止を求める会」結成。

### 徳山ダムの問題点

＜利水＞「木曾川水系水資源開発計画」と現実の水需給実績との乖離はあまりにも大きい。岩屋ダムで水は余り、長良川河口堰が完全に宙に浮いている中で、更に大量の新規利水を行う、という「計画」は計画の名に値しない。名古屋市はとうとう「徳山ダムの水利権の半分返上」を言い出した。「水利権の返上」は本来、費用分担の変更へと繋がり、根本的な事業計画の見直しとなるはずであるが、計画温存の様々な画策がなされている。建設省は「返上」で余った水を「木曾川の利水安全度の向上（渇水対策）=不特定流量の増加」へとすり替える方向に審議委員会の議論を誘導している。そして最終的には「どこか」（岐阜県か）がこの費用を引き受けことになる。

＜発電＞徳山ダム=徳山発電所も、直下の杉原ダム=杉原発電所とセットで揚水発電（原発の余剰電力の捨て場）を行うとしている。しかし各電力会社の実績をみると揚水発電施設は殆ど稼働していない。特に徳山ダムは投資額が大きく（約2000億円）、中部電力が熱意を示さず、「事業目的」としての意味は存在していない。

＜治水＞揖斐川最上流に巨大なダムを建設しても、住民を洪水から守る効果はないに等しい。現在の揖斐川の治水計画は、基本高水量の設定から基礎データの扱いに至るまで、「初めに徳山ダム建設設計画ありき」であることは明白である。市民の提示する疑惑に対して、建設省は（完全無欠と強弁することは避けて）「何もしないよりはマシかもしれない」という以上の説明をしない。その一方で、他の方法を示さないことで「揖斐川の治水=徳山ダム」を地域に浸透させ、流域の市町村を「建設促進期成同盟会」で染め上げている。40年間も徳山村の山林を荒れるに任せたことや水田を潰して実質的な遊水池を減らしたことの危険、ダムが洪水を調節するとされることで堤防の補強などが放置される危険が無視できない。また建設省は、現に浸水被害にあっている地域への対策を怠り、「徳山ダムがないから怖い」という流域での世論を誘導をしている。

＜生態系・環境＞ダム建設は貴重な生物の存在する自然を破壊する。徳山ダム予定地とその下流域には、イヌワシ・クマタカ・オオタカのような鳥類、ネコギギのような貴重な魚類、珍しい植物相など、保全すべき動植物が多数存在する。建設省・公団は「ダム集水域のうち、水没する面積割合は約5%であり、水没後も広範囲な自然が依然として残り、動植物への影響は軽微」と言うが、水没地域に生息する動植物にとっては生息地が全滅することであり、生態系は大きな影響を受けるのだ。

「第2のトキ」とまで言われているイヌワシについて、建設省・公団は、91年に目撃されているのに「調査区域対象外」とのことでの調査報告書には記載しないでいたが、今年3月の審議委員会で（我々の指摘を受けて）存在を認めた。建設省はこの5月から2年間の大型猛禽類の緊急調査を始めたが、その最初の5日間でイヌワシ・クマタカ・オオタカの全てが確認されている。これまでの調査の杜撰さが明白になった。しかしこの緊急調査は、積雪時（抱卵・育雛の重要な時期）を外すなど問題の多いものであり、かつその目的は「（ダム建設を前提とした）保全対策のため」としている。付帯工事で次々とクマタカの巣が破壊されている。即刻工事を凍結すべきである。

また、ダムのように流水をせき止めることによる、水質汚濁とその環境全体への影響も無視できない。

＜地震と災害＞ダムの貯水は地震を誘発することは実証されているが、この危険性が十分に考察・検証されていない。徳山ダムは、日本有数の活断層地帯に「日本一」の巨大ダムを作るという計画である。巨大地震で、ダム湖への地滑り（徳山ダム周辺の地質は脆く、64年に完成した下流部の横山ダムはすでに堆砂で機能を失いつつある）→溢水、またはダムサイトの決壊、という事態になれば、複合的な災害は未曾有の規模となる。阪神大震災の例でも明らかのように、道路でも建物でも建設省の「耐震基準」で住民は安心してはいられない。また、ダムのもたらす災害として普遍的とも言える放流による洪水の危険性も指摘しなければならない。

＜住民負担＞「事業費は約2840億円」と建設省はいうが、本格着工以前の現段階ですでに1400億円が投じられていることからみても「それでは済まない」のは常識だ。現在も将来も新たな工業用水の需要は存在しない。「水を売ること」でペイするはずだった自治体の負担は、返す当てのない借金になるしかないことは明白である。地

方財政は破産寸前である。借金をさらに増大させて未来を押し潰してはならない。

<旧徳山村の人々に与えた苦痛>「徳山ダムには反対運動がなかった」と世間では言われている。徳山ダムの計画が本格化した頃、徳山村は連年の水害に悩まされていた。また山村にも消費社会の波が押し寄せ、現金収入を求めて都市に目が向く状況が生まれていた。一方で所得倍増・高度成長の掛け声の下、都市用水の確保が「公益」だとされ、「お上」「世論」からの強い圧力があった。徳山村民のふるさとを想う気持ちは、強い反対運動を展開した地域の人々に勝るとも劣らぬものがあったが、それを表に出すことができなかつた、というのが実態であろう。そしてその頃、都市住民は、結局は「経済成長」「資源確保」を受け入れて、山村の人々を失念していたのではないか。古い歴史を持つ徳山村は、村民が生活の根底を脅かされ、人間関係をはずたずたにされるという苦痛を経て、87年3月に廃村となった。山村の犠牲の上に成り立った「豊かさ」「利便性」の恩恵に預かった都市住民には、山村を追われた人々（ダムに限らず）の心を癒し、山村を活性化する方策（自然破壊の巨大開発でない方策）を真剣に考え、提案する責任があるのではないか。

<「徳山ダム建設事業審議委員会」> 徳山ダムは「幻のダム」とまで言われ、計画以来40年の歳月を経て、全村民移転→廃村という痛苦の「既成事実」がありながら、なお本格着工には至っていない。そして現在、徳山ダムの「事業目的」は、どう考えても（推進派にとってすら）消滅している。

昨年12月、建設省は「公共事業の見直し」「地元の意見を聞く」という主旨を掲げた「事業審議委員会」の一つとして「徳山ダム建設事業審議委員会」を設置した。これは、公聴会を行い、専門委員会を設置するだけ、他の審議委員会よりはマシと見られがちであるが、その内実は、建設省・公団の見解とは異なる声に耳を傾けるようになつてない。事務局（=事業者）と委員長（=複数の公害裁判で企業・国側の証人となった人物）が一切を仕切り、他の委員は時折無意味な「感想」を述べるくらいで、およそ審議といえる内容ではない。その一方で、建設省は「審議委員会の答申を尊重する」が「決定するのは建設省」と言い切っている。建設省主導の「見直し」審議委員会では、市民の声は届かない。真に「見直し」の可能な再評価機関を市民の運動の力で作って行かなくてはならない。

<建設省との「対話」>

10月10日、主に利水をテーマにして、第1回の建設省・公団と市民との「対話」を開いた。建設省は「水資源開発計画」と実際の水需要の大幅な乖離という事実に正面からは反論せず、「地元・関係自治体が必要といっている、負担が大きく不必要だというなら話が変わる」と言う。これは「正論」ではある。しかしその「正論」は、住民の意向も財政負担も眼中になく「巨大公共事業は必要だ」と言い募る梶原岐阜県知事（建設省出身）のような首長と総与党の地方議会があるから、安心して吐けるセリフなのだ。中央での独立した再評価機関の設置を要求していくとともに、足元の「政治」\*を変えていく必要を痛感している。

(\*大垣市は…10/10、11/24は岐阜地裁の決定に従うというが…今後、市の施設を当会に貸すことについては、なお「市の裁量」と主張している。)

# 異議申立て棄却の取消し求め提起

866人の大量原告



廣雅

A high-contrast, black-and-white portrait of a person's face, possibly a man, looking slightly to the right. The image is framed by a thick black border. The person has dark hair and appears to be wearing glasses. The background is dark and textured.

金は阪神電鉄の車内販賣部で販賣する。

## 全国カラ支援会

# — 事業はやさしく —

九〇%の回収率を達成するため、平成二年度は、県水道事業団が主導して、各市町村と連携して、水道料金の徴収に取り組んでいます。具体的には、毎月の料金を定期的に請求し、遅延料金を課すことで、料金の滞納を防ぐとともに、料金の回収率を高めています。また、料金の滞納者に対しては、電話による督促や、直接訪問による督促を行っており、料金の回収率を更に高めています。

国営事業への巨大ダム

川辺川の金原崎園 古川十市  
考え直す入込国営事業  
川辺川に亘るダム

川辺川の会原告函

— 24 —

... ፳፻፲፭

… ためにならぬ

# 「川辺川ダム反対の会」

川辺川ダム事業答申続縦会



「住民不在の審議委員会は無効」などと書いたプラカードを掲げ、審議委員会場に詰め掛けた市民団体のメンバーら

=10日午後3時、熊本市内のホテル

ためのダム」などと書かれたアラカルトを持った九

た。発足当初から一般市民

団体の前に扉を開けたま

まだうた。

江藤委員長との会見を華麗

に見せて」と、市民団体は

したがそれも却下。「これ

で本当に地域住民の真意を

聞こうとしたがどうだったのか」と

答申後に、いらだちを抑え

ながら「審議を戻したの

か」と問い合わせる市民団体

のメンバーに、九地建の調

査官は「判断に必要な情報

がそろつたから、結論が出

てほしい」と一刻も早い

以上、速やかに事業を進め

ほしい」と、一刻も早い

協議会の松本泰人会長はこ

とも「今さら『中止』はない

と思っていた。答申が出た

以上、速やかに事業を進め

ほしい」と一刻も早い

協議会の佐藤孝会長は「当

然の結論だ。村民は代替地

の完成を待っている。早く

移転し、生活再建をしたい

という思いだけ」と冷静に

語った。また五木村役場は土

曜閉庁。午前中は休日出勤

の職員が一人いるだけでひ

そり。水没者地権者協議

会の佐藤孝会長は「当

然の結論だ。村民は代替地

の完成を待っている。早く

移転し、生活再建をしたい

という思いだけ」と冷静に

語った。また五木村役場は土

曜閉庁。午前中は休日出勤

の職員が一人いるだけでひ

そり。水没者地権者協議

会の佐藤孝会長は「当

然の結論だ。村民は代替地

の完成を待っている。早く

移転し、生活再建をしたい

という思いだけ」と冷静に

語った。また五木村役場は土

曜閉庁。午前中は休日出勤

の職員が一人いるだけでひ

そり。水没者地権者協議

会の佐藤孝会長は「当

然の結論だ。村民は代替地

の完成を待っている。早く

移転し、生活再建をしたい

という思いだけ」と冷静に

語った。また五木村役場は土

曜閉庁。午前中は休日出勤

の職員が一人いるだけでひ

そり。水没者地権者協議

会の佐藤孝会長は「当

然の結論だ。村民は代替地

の完成を待っている。早く

移転し、生活再建をしたい

という思いだけ」と冷静に

語った。また五木村役場は土

曜閉庁。午前中は休日出勤

の職員が一人いるだけでひ

そり。水没者地権者協議

会の佐藤孝会長は「当

然の結論だ。村民は代替地

の完成を待っている。早く

移転し、生活再建をしたい

という思いだけ」と冷静に

語った。また五木村役場は土

曜閉庁。午前中は休日出勤

の職員が一人いるだけでひ

そり。水没者地権者協議

会の佐藤孝会長は「当

然の結論だ。村民は代替地

の完成を待っている。早く

移転し、生活再建をしたい

という思いだけ」と冷静に

語った。また五木村役場は土

曜閉庁。午前中は休日出勤

の職員が一人いるだけでひ

そり。水没者地権者協議

会の佐藤孝会長は「当

然の結論だ。村民は代替地

の完成を待っている。早く

移転し、生活再建をしたい

という思いだけ」と冷静に

語った。また五木村役場は土

曜閉庁。午前中は休日出勤

の職員が一人いるだけでひ

そり。水没者地権者協議

会の佐藤孝会長は「当

然の結論だ。村民は代替地

の完成を待っている。早く

移転し、生活再建をしたい

という思いだけ」と冷静に

語った。また五木村役場は土

曜閉庁。午前中は休日出勤

の職員が一人いるだけでひ

そり。水没者地権者協議

会の佐藤孝会長は「当

然の結論だ。村民は代替地

の完成を待っている。早く

移転し、生活再建をしたい

という思いだけ」と冷静に

語った。また五木村役場は土

曜閉庁。午前中は休日出勤

の職員が一人いるだけでひ

そり。水没者地権者協議

会の佐藤孝会長は「当

然の結論だ。村民は代替地

の完成を待っている。早く

移転し、生活再建をしたい

という思いだけ」と冷静に

語った。また五木村役場は土

曜閉庁。午前中は休日出勤

の職員が一人いるだけでひ

そり。水没者地権者協議

会の佐藤孝会長は「当

然の結論だ。村民は代替地

の完成を待っている。早く

移転し、生活再建をしたい

という思いだけ」と冷静に

語った。また五木村役場は土

曜閉庁。午前中は休日出勤

の職員が一人いるだけでひ

そり。水没者地権者協議

会の佐藤孝会長は「当

然の結論だ。村民は代替地

の完成を待っている。早く

移転し、生活再建をしたい

という思いだけ」と冷静に

語った。また五木村役場は土

曜閉庁。午前中は休日出勤

の職員が一人いるだけでひ

そり。水没者地権者協議

会の佐藤孝会長は「当

然の結論だ。村民は代替地

の完成を待っている。早く

移転し、生活再建をしたい

という思いだけ」と冷静に

語った。また五木村役場は土

曜閉庁。午前中は休日出勤

の職員が一人いるだけでひ

そり。水没者地権者協議

会の佐藤孝会長は「当

然の結論だ。村民は代替地

の完成を待っている。早く

移転し、生活再建をしたい

という思いだけ」と冷静に

語った。また五木村役場は土

曜閉庁。午前中は休日出勤

の職員が一人いるだけでひ

そり。水没者地権者協議

会の佐藤孝会長は「当

然の結論だ。村民は代替地

の完成を待っている。早く

移転し、生活再建をしたい

という思いだけ」と冷静に

語った。また五木村役場は土

曜閉庁。午前中は休日出勤

の職員が一人いるだけでひ

そり。水没者地権者協議

会の佐藤孝会長は「当

然の結論だ。村民は代替地

の完成を待っている。早く

移転し、生活再建をしたい

という思いだけ」と冷静に

語った。また五木村役場は土

曜閉庁。午前中は休日出勤

の職員が一人いるだけでひ

そり。水没者地権者協議

会の佐藤孝会長は「当

然の結論だ。村民は代替地

の完成を待っている。早く

移転し、生活再建をしたい

という思いだけ」と冷静に

語った。また五木村役場は土

曜閉庁。午前中は休日出勤

の職員が一人いるだけでひ

滋 島 乗 斧 月 初

1996年(平成8年)5月25日 土曜日 第18728号

# ダム審議委在り方問い合わせシンドウ 東京

## 建設省 現状続行を強調

建設省が昨年、住民の意見を聴くために全国十一カ所で発足させたダム審議委員会の在り方を考えるシンポジウム「ダム等審議委員会を問う」(水源開発全国連絡会主催)が二十四日、衆議院第二議員会館で開かれた。本県の吉野川第十堰(せき)や細川内ダムなど全国でダム建設に反対する市民団体代表と、建設省担当者が意見交換したが、審議委員会の人選と会議の公開性の二点に論議が集中。審議委員会の運営改善を求める市民団体に対して、建設省側は応じない姿勢を示し、議論は平行線のまま終わった。(31面に関連記事)

### 第十堰、細川内も議論

シンポでは、全国十一カ所のうち七人が反対意見述べたが、審議会はこれを無視した中間答申を告。[公聴会では、公述人た] (北海道・沙流川総合

建設省は議事録公開の原則を掲げているが、実際に請求したら作成していない

建設省側は「試行の段階で良い悪いは判断できない」と現状のまま続ける方針を明らかにした。

建設省と公開の討論を実施し、全国から注目される吉野川シンポジウム実行委員会の姫野雅義代表は

「ダム、堰に関する議論

を、流域住民が判断するこ

とが大事。住民の関心があ

つてこそ、審議会の存在意義がある。建設省は住民と

の共同作業を続けるべき

だ」と、意見を述べた。

建設省側は「広く地域の

意見を聴くことが趣旨で、首長の意見は尊重せざるを得ない。運営は審議会の判断に任せている。差はあるが透明性は保っている」と反論。市民団体が運営方法を改善するよう求めたのに

対し、建設省側は「試行の段階で良い悪いは判断できない」と現状のまま続ける方針を明らかにした。

建設省と公開の討論を実

施し、全国から注目され

る吉野川シンポジウム実

行委員会の姫野雅義代表は

「ダム、堰に関する議論

を、流域住民が判断するこ

とが大事。住民の関心があ

つてこそ、審議会の存在意義がある。建設省は住民と

の共同作業を続けるべき

だ」と、意見を述べた。

建設省側は「広く地域の

意見を聴くことが趣旨で、首長の意見は尊重せざるを得ない。運営は審議会の判断に任せている。差はあるが透明性は保っている」と反論。市民団体が運営方法を改善するよう求めたのに

対し、建設省側は「試行の段階で良い悪いは判断できない」と現状のまま続ける方針を明らかにした。

建設省と公開の討論を実

施し、全国から注目され

る吉野川シンポジウム実

行委員会の姫野雅義代表は

「ダム、堰に関する議論

を、流域住民が判断するこ

とが大事。住民の関心があ

つてこそ、審議会の存在意義がある。建設省は住民と

の共同作業を続けるべき

だ」と、意見を述べた。

建設省側は「広く地域の

意見を聴くことが趣旨で、首長の意見は尊重せざる得ない。運営は審議会の判断に任せている。差はあるが透明性は保っている」と反論。市民団体が運営方法を改善するよう求めたのに

対し、建設省側は「試行の段階で良い悪いは判断できない」と現状のまま続ける方針を明らかにした。

建設省と公開の討論を実

施し、全国から注目され

る吉野川シンポジウム実

行委員会の姫野雅義代表は

「ダム、堰に関する議論

を、流域住民が判断するこ

とが大事。住民の関心があ

つてこそ、審議会の存在意義がある。建設省は住民と

の共同作業を続けるべき

だ」と、意見を述べた。

建設省側は「広く地域の

意見を聴くことが趣旨で、首長の意見は尊重せざる得ない。運営は審議会の判断に任せている。差はあるが透明性は保っている」と反論。市民団体が運営方法を改善するよう求めたのに

対し、建設省側は「試行の段階で良い悪いは判断できない」と現状のまま続ける方針を明らかにした。

建設省と公開の討論を実

施し、全国から注目され

る吉野川シンポジウム実

行委員会の姫野雅義代表は

「ダム、堰に関する議論

を、流域住民が判断するこ

とが大事。住民の関心があ

つてこそ、審議会の存在意義がある。建設省は住民と

の共同作業を続けるべき

だ」と、意見を述べた。

建設省側は「広く地域の

意見を聴くことが趣旨で、首長の意見は尊重せざる得ない。運営は審議会の判断に任せている。差はあるが透明性は保っている」と反論。市民団体が運営方法を改善するよう求めたのに

対し、建設省側は「試行の段階で良い悪いは判断できない」と現状のまま続ける方針を明らかにした。

建設省と公開の討論を実

施し、全国から注目され

る吉野川シンポジウム実

行委員会の姫野雅義代表は

「ダム、堰に関する議論

を、流域住民が判断するこ

とが大事。住民の関心があ

つてこそ、審議会の存在意義がある。建設省は住民と

の共同作業を続けるべき

だ」と、意見を述べた。

建設省側は「広く地域の

意見を聴くことが趣旨で、首長の意見は尊重せざる得ない。運営は審議会の判断に任せている。差はあるが透明性は保っている」と反論。市民団体が運営方法を改善するよう求めたのに

対し、建設省側は「試行の段階で良い悪いは判断できない」と現状のまま続ける方針を明らかにした。

建設省と公開の討論を実

施し、全国から注目され

る吉野川シンポジウム実

行委員会の姫野雅義代表は

「ダム、堰に関する議論

を、流域住民が判断するこ

とが大事。住民の関心があ

つてこそ、審議会の存在意義がある。建設省は住民と

の共同作業を続けるべき

だ」と、意見を述べた。

建設省側は「広く地域の

意見を聴くことが趣旨で、首長の意見は尊重せざる得ない。運営は審議会の判断に任せている。差はあるが透明性は保っている」と反論。市民団体が運営方法を改善するよう求めたのに

対し、建設省側は「試行の段階で良い悪いは判断できない」と現状のまま続ける方針を明らかにした。

建設省と公開の討論を実

施し、全国から注目され

る吉野川シンポジウム実

行委員会の姫野雅義代表は

「ダム、堰に関する議論

を、流域住民が判断するこ

とが大事。住民の関心があ

つてこそ、審議会の存在意義がある。建設省は住民と

の共同作業を続けるべき

だ」と、意見を述べた。

建設省側は「広く地域の

意見を聴くことが趣旨で、首長の意見は尊重せざる得ない。運営は審議会の判断に任せている。差はあるが透明性は保っている」と反論。市民団体が運営方法を改善するよう求めたのに

対し、建設省側は「試行の段階で良い悪いは判断できない」と現状のまま続ける方針を明らかにした。

建設省と公開の討論を実

施し、全国から注目され

る吉野川シンポジウム実

行委員会の姫野雅義代表は

「ダム、堰に関する議論

を、流域住民が判断するこ

とが大事。住民の関心があ

つてこそ、審議会の存在意義がある。建設省は住民と

の共同作業を続けるべき

だ」と、意見を述べた。

建設省側は「広く地域の

意見を聴くことが趣旨で、首長の意見は尊重せざる得ない。運営は審議会の判断に任せている。差はあるが透明性は保っている」と反論。市民団体が運営方法を改善するよう求めたのに

対し、建設省側は「試行の段階で良い悪いは判断できない」と現状のまま続ける方針を明らかにした。

建設省と公開の討論を実

施し、全国から注目され

る吉野川シンポジウム実

行委員会の姫野雅義代表は

「ダム、堰に関する議論

を、流域住民が判断するこ

とが大事。住民の関心があ

つてこそ、審議会の存在意義がある。建設省は住民と

の共同作業を続けるべき

だ」と、意見を述べた。

建設省側は「広く地域の

意見を聴くことが趣旨で、首長の意見は尊重せざる得ない。運営は審議会の判断に任せている。差はあるが透明性は保っている」と反論。市民団体が運営方法を改善するよう求めたのに

対し、建設省側は「試行の段階で良い悪いは判断できない」と現状のまま続ける方針を明らかにした。

建設省と公開の討論を実

施し、全国から注目され

る吉野川シンポジウム実

行委員会の姫野雅義代表は

「ダム、堰に関する議論

を、流域住民が判断するこ

とが大事。住民の関心があ

つてこそ、審議会の存在意義がある。建設省は住民と

の共同作業を続ける



「ダムの時代は終わった」と訴える  
米内務省開発局の前総裁  
ダニエル・ビアードさん  
96.9.27

「ダムは問題を次々引き起す」と94年、ダム建設からの撤退を宣言した。「米国でも政治の世界中でダム建設は支持一家と官僚、業界は疲弊、それを失っている。21世紀には川を取り戻そう」。今月中旬、長良川河口堰に近い三重県長島町で開かれた国際シンポジウムでこう呼び掛け、河川行政の見直しを求める市民団体メンバーにエールを送った。「ダムは費用対効果の面で割に合わない。環境を重視するようになった米国民にノッポをむかれた」と、クリントン大統領に抜てきされ、米西部を中心に水源開発・供給を行う開発局総裁に、「私は悲しい。美しく造られた巨大な構造物は、建設に携る予算の削減などを追いかけて勝訴したことや、わった人たちには晴りだろ」と、相次いで勝訴したことや、わった人たちには晴りだろ

1993年就任。自然保護グループによるダム反対の提訴され、米西部を中心とした巨大な構造物は、建設に携

1993年就任。自然保護グループによるダム反対の提訴され、米西部を中心とした巨大な構造物は、建設に携

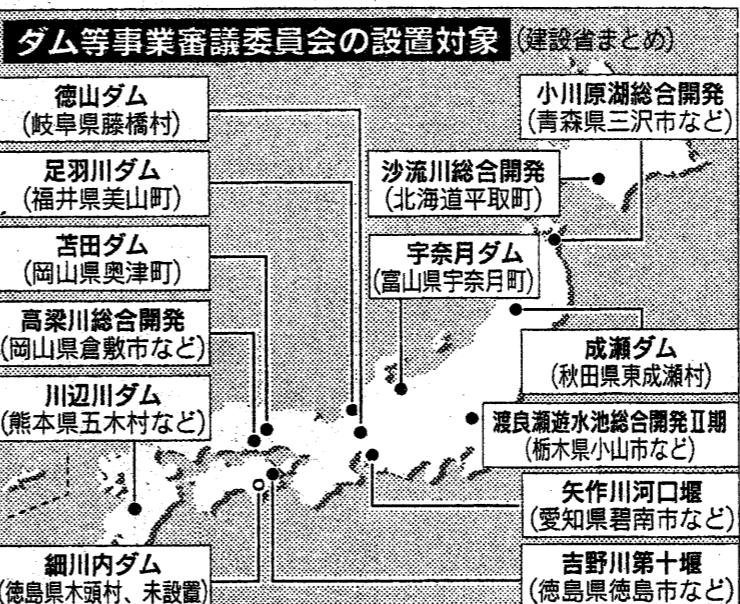
# ダム開発各地で「待つた」

96.11.4日経

## 青森・小川原湖や栃木・渡良瀬第一貯水池

### 審議委が「中止要請」

#### 代替水源の確保、再検討も



産業構造の変化や自然環境保護の高まりを背景に、ダム事業の抜本的な見直しを求める声が広がっている。建設省は長良川の河口堰問題を契機に、昨年六月、主要なダム計画を第三者の目で再評価するため、知識や学識経験者らによる審議委員会方式を導入した。

これまでダム審を設置し

た十二の計画のうち、原案

通り認められたのは岡山県の苦田ダムと高梁川総合開発、秋田県の成瀬ダム、熊

本県の川辺川ダムの四カ所。中止や見直しは予定を含め三カ所。徳島県の細川

わなくなっているケースも多い。建設省は長良川の河口堰問題を契機に、昨年六月、主要なダム計画を第三者の目で再評価するため、知識や学識経験者らによる審議委員会方式を導入した。

これまでダム審を設置し

た十二の計画のうち、原案

通り認められたのは岡山県の苦田ダムと高梁川総合開発、秋田県の成瀬ダム、熊





## ☆希少昆虫☆ヒラタボソアリモドキ

96.9.22毎日

ヒラタボソアリモドキ  
は、中虫種で休眠入り

## 相模大堰計画地

## 35年ぶり発見

相模川に建設中の取水施設・相模大堰(厚木市)の河原で、希少種であるヒラタボソアリモドキが見つかった。県内では1961年に平塚市で生息が確認されて以来、35年ぶりの発見。

ヒラタボソアリモドキは、中虫種で休眠入り



13版

1996年(平成8年)9月11日

水曜日

朝日新聞社神奈川版

## 4—8月予算比

県内上水道の約9割を供給する県と横浜、川崎、横須賀3市の4水道事業者の今四月から八月までの給水量が、当初の見込みより大幅に落ち込み、予算対比で約五十五億円の減収となっていることが十日、わかった。水不足に伴う度の給水制限によって、制限解除後も節水意識が浸透したことが最大の原因とみられ、八月だけでも給水量は昨年比で七・九%減、予算比で十四億円減収した。事業者は配管工事の先延ばしなどで支出削減を図る構えだが、今年度が経営計画の最終年度にあたる農業水道の場合、この傾向が続くと、早くも二度の料金値上げに影響する可能性も出ている。

四一八月の予算対比の減収額は、十二市十町に供給している県が十五億九千万円、横浜市が約三十億円、川崎市が渴水時の東京への分水削減による一億六千万円を含め七億四千円、横須賀市が二億四千円。前根川水系など首都圏の水不

足が報じられてきた点を指摘。「企業の節水努力のほか、家庭でこまめに水を止めており、四一八月の合計で五・四%減っている。各事業者は、節水意識が広がった背景として春先と七月の給水制限に加え、利

用するようになった」といわれるようになつた」といふ。また、八月後半に暑さが和らいだことも水需要が減った理由にあげている。また、節水傾向について

## 4水道事業者 工事先送りし対応

1996.9.11 朝

「他県の例では、水不足の

減収を踏まえて新たな指示を予定している。ほかの三事業者も工事の先送りなど

後三年ぐらいい続く」と話す担当者もいる。減収に伴う支出抑制のため、県企業庁水道局は七月に、配水管や配水池整備について予算比一〇%減を目指すよう局長名で各事業所に通知。さらに、その後の減収を踏まえて新たな指示を予定している。ほかの三事業者も工事の先送りなど

で対応しており、横須賀市

は「減収額によつては補正が必要になる」という。

料金値上げをした一九九三年度から四年間の経営計画の見直し時期にあたる県営水道は、もともと値上げを予定している。ほかの三事業者も工事の先送りなど

を予定している。ほかの三

事業者も工事の先送りなど

を予定している。ほかの三

十一

四

(第三種郵便物品可)

1996.11.6



足羽川ダム計画について住民から反対意見を聞く

足羽川ダム審議委員会

即刻計画撤回を  
再聴取 反対住民ら訴え

**足羽川** 建設省の足羽川ダム建設事業審議委員会（委員長・神野博福井大学長）の第六回委員会は五月、福井市内のホテルで開かれ、建設計画に反対の五人と関連一人の六人から意見を聞いた。同省が主張する治水・利水の根拠は過大なデータによるものなどと指摘、ダムは全く不需要で「即刻、計画を撤回すべき」と訴えた。

意見発表者は、六月の意見見を聞く会で発言した住民福祉連盟事務長、同町足羽川ダム阻止全国地権者同盟代表、福井市文京一酒井與郎さん(四〇)、美山町西村高治さん(五三)、池田町成同盟会長、同町横越、足羽川ダムを考へる会代表田中守人さん(七〇)、小田表、同町稲荷、山内富治さん(五三)の四人。初めて意見責任年部員、同町西河原

For more information about the study, please contact Dr. Michael J. Hwang at (310) 206-6500 or via email at [mhwang@ucla.edu](mailto:mhwang@ucla.edu).

足羽川ダム計画に対する  
二度目の意見再聴取では、  
地元美山町から参加した一  
団体が強固な反対の意思を  
示した。「ダムを造るかど  
うかは私たちの手の中にあ  
る」「計り知れない不安の  
元凶を断つ、一日も早い撤  
回を」と、計画に対する憤  
りや古里を失つ水没住民の  
声を審議委員に投げかけ  
た。 「美山方式」と呼ばれる  
対運動を展開する町ダム  
対期成同盟会は、特別に  
時間枠で参加。小田中守  
会長は、審議会委員でか  
て反対同盟会員だった藤  
海三美山町長に対して「  
治生命をかけて必要性の  
いことを論じてもうこ  
い」。昨年、現地探察で  
町を訪れた神野博委員長  
は「会員と語り合つて  
心から要望する」と、静  
ながらき然とした口調で

共有地運動などに強固な反対の現地訪問を始めた。

<p>酒井さんは洪水調節機能について、水資源開発問題について、全国連絡会などの解析結果を基に「建設省の基本膏水流量はあまりにも過大で、百五十年に一回の確率では起らう得ない洪水を想定してのものと言わざるを得ない。実際の数字を解析するど、ダムがなくても洪水は起きない」と指摘、給水需要も過大に見積もり、建設する根拠がないことを強調した。</p>	<p>西村さんは「巨大公共事業は国の財政面からも見直しの時代に入っている。足羽川の場合も治水は河川改修などで十分。むしろダムによる自然、環境破壊を心配すべき」とした。</p>	<p>山内さんは反対派に対する建設省などの「じめ、的な体質を指摘し「共有地買収への同意はあり得ない」と述べた。</p>
<p>小森さんは「美山町はダム振興策がなくてもういろんな施策が進展しており、今までにも十分やつていい。恵まれた自然を持つける。</p>	<p>小田中さんは「このダムを許せば第二、第三の建設計画が出てくる。絶対に許せない」と主張。清水さん</p>	<p>は「委員は一千人水没計画を審議していることを念頭に、良識ある判断をしてほしい。美山町の七割近く住民が反対している中、両論併記などと迷ひないで」と注文をつけた。</p>

美山町では、三住民団体のうち二団体までがかたくなに反対を審議委員会に対して表明した。全国では十三審議委員会のうち、四ヵ所が一ヶ所が計画推進、二ヶ所が一時凍結、二ヶ所が計画撤回の結論を出している。足羽川ダム計画をどう評価し、判断するのか。美山町会の反対決議も継続しており、地元の反対運動は揺るぎをなせていない。

町ダム反対期成同盟会は六月に続いて、反対理由と決意声明文を審議委員に提出した。

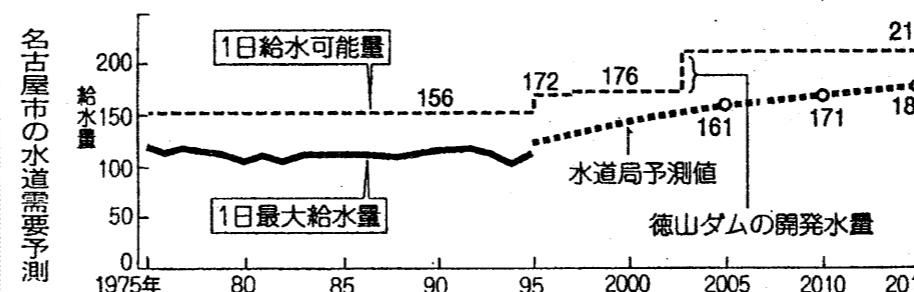
# 朝日新闢

1996年(平成8年)10月10日 木曜日

4134

# 徳山ダム 水利権

# 名古屋市、半分返上へ



徳山ダム（岐阜県藤橋村）の建設計画で、名古屋市の西尾武喜市長は、将来の水需要予測に比べ開発水量が過大で費用負担が重すぎるとして、市の水利権毎秒六トンのうち、半分程度を国に返上する意向を固めた。同ダム事業には、岐阜、愛知両県も利水者として加わっているが、開発水量が過大と事業参加者が認めるのは初めて。「徳山ダム建設事業審議委員会」で来月にも正式に表明する。高度成長期に計画されたダム計画が、水需要の鈍化に直面して必要性が問われる中、最大の利水自治体が一部とはいえ返上を表明する意味は大きく、今後のダムを巡る論議にも影響を与えるそうだ。

発する毎秒十五トンのうち、五トンの上水道と一トンの工業用水の水利権を設定する最大の利水者だ。ダムの事業費約二千五百四十億円（一九八五年度積算）のうち約

必要になるのは早くても  
○一三年度となつた。  
徳山ダムの水利権は、七  
一年の水道事業計画に基く

多くの百五十万トン程度と  
試算した。

同省によると、東海地方  
のダムの水の大半は利水者が  
が特定されており、水利権

量は治水事業とされ、治水の関係県が三割程度負担、残りは国費で賄われる。これが踏襲されると市の返上分にかかる費用の一部は、治水事業に関係している岐阜、三重両県などの負担となる。

に比べ開発水量  
意向を固めた。  
加者が認めるの  
されたダム計画  
表明する意味は  
(26面に解説)

徳山ダム 一九七六年に  
国が事業認可し、水資源開  
発公団が開発中。用地買収  
が遅れ、本体は未着工だ。総  
事業費二千五百四十億円  
(八五年度積算)のうち、す  
でに約千三百億円を投じ  
た。治水・利水・発電が目的。

# 需要予測修正 水余り

朝日 1996年(平成8年)10月29日 火曜日 13版 社会 22

事二、授も改めること困難を認められない見も出

矢作川河畔で開かれた建設省委員会が二十八日、名古屋内で開かれ、建設省中地区建設局は渠の全体事業の必要あるのかどうか、これまで長年放置され、格段の困難な今、はく大な金を投じて、事業をなおも進むべきがあるのかどうか、審議が今更事業の必要論議がなされたのに、不都合がなかつたのに、始めるに、絶対にやめはなつても、曉得力に欠けむしや、いつたん事業を硬直化した役所の姿勢があらうと、審議委員会が再検討すべきようだ。審議委員会は事実中止をいつたん打ち切ったうえで、再検討すべきではないか。

事業費が当初予定の三百六十四億円（一九七四年価格）から約九百億円とはね上がっていることを初めて明らかにした。事業が停頓しているうちに、物理上昇などもあり、費用が三・四倍になつたためだというが、費用対効果の関係で改めて事業の必要性について論議を呼びそうだ。

この日の審議委員会で中部地連は、「堤の治水事業の費用が五百二十九億円に達した」という形で、事業費の試算結果を示した。治水は全体事業費の五七・一%とされており、逆算すると、事業全体では約九百九億円になる。

同河口堤は、七七年に基

地元漁協が水質悪化などに懸念して事業本部には圖書購入をせず、堤工事そのものは付かずのまま。

この期間の消費物価、昇は約二倍。河口堰事業の上昇度合いの方が差し点について中部地連は「近の地質調査結果などを受け、強化した堤防工事分との含んでいる」(河川画譜)と説明している。

しかし、鐵協との交渉結のめどはたっておらず事業費がさらに膨れ上がり河川本筋は、河口堰建設に反対している茨城県漁業連合会会長(せんさん)支那の稻垣泰美支部長は事業について「想像つかない金額だ」としむじともどりなどすべての漁業資源が止められる、ソリやアーリは死活問題なので、今後

建設に反対していく」と、反対姿勢を崩していない。  
地連はこの日の説明で、「治水効果を上げるには河口堰が最も安上がり」とする試算を示した。しかし、水需要の伸びが鈍化する中、費用の全体像が明らかになつたことで、治水についても、他の方法がないのかなど、長良川河口堰問題をこれ問詰しやう。







吉野川の第十堰(せき)改築をめぐる建設省と市民団体の論議が、新たな段階を迎えている。これまで対立関係だけが際立っていた両者が、半年ほど前から市民団体主催のシンポジウムに建設省が出席し、公開の場で可動堰の是非を論じている。その回数も三月二十四日の「吉野川フォーラム」で三回目。この日は建設省の担当者、市民団体代表らが治水をテーマに議論を重ねた。このような試みは他県でもあり見られず、その行方は全国的に注目を集めている。今後、公共事業を進めていくうえで、行政と住民の間に「懇意方式」ともいえる新たな関係を築くことができるだろうか。

(編集委員・植田和俊)

三月二十四日、徳島市内の県郷土文化会館で開かれた吉野川フォーラム(吉野川シンポジウム)は、実行委員会主催には約三百五十人の市民が来ました。パネリストには建設省、市民団体代表ほか大学教授、弁護士らが顔をそろえた。

五百円の参加費を取つたこの種の会合としては盛況といえましたが、第十堰問題への関心の高さと同時に、改築事業の正当性、あるいは計画への批判のみが一方的に語られる場ではない討論会への期待が感じられた。

#### 試算誤差に疑問

この日は、固定堰現在の第十堰により上流側の水位が高くなる「せき上げ」などの治水

士は上回ると試算している。

ところが、この計算値と実際の過去の洪水痕跡を比べると、数十から一百ほどの誤差があり、フォーラムでもこれをどう考へるかが議論となつた。

市民団体は誤差の出でくる計算方法に疑問を持つており、「安全基準線の四十二号オーバー堰を撤去し可動堰に改築することを重ねる」として論点も整理され、治水効果として優れないと指摘する。一方、建設省は「計算方法は一定の精度を確保している」とし、四十二号

でも計画高水位を上回ることは大変危険などと説明する。

治水論議は難しい。市民にと

ってなじみのない専門用語、数字が頻繁に出てくる。問題が核

となる第十堰改築事業の治水上危険などの理由で、現在の固定堰(名西郡石井町・板野郡上板町)を撤去し、約一・二キロ下流の徳島市府町・板野郡藍住町に全長約七百三十㍍の可動堰を造る計画。一九八八年度に実施計画調査を始め、九二年度から建設事業費が予算化された。一方、市民団体などから出ている計画見直しの声は根強い。建設省は昨年十月、吉野川第十堰建設事業審議委員会を発足させ、新規の建設目的や事業内容を修正かどうか審議中。

建設省は「安基準線の四十二号オーバー堰を撤去し可動堰に改築することを重ねる」として論点も整理され、治水効果として優れると指摘する。一方、建設省は「計算方法は一定の精度を確保している」とし、四十二号

でも計画高水位を上回ることは大変危険などと説明する。

建設省への情報集中、週々ど

して進まない情報公開も大きな要因だ。第十堰の場合、これら

と建設省が変わつたあるのでは確か。吉野川シンポ実行委員会は「やこと今まで来たという感じ。建設省と市民団体の論議にいらだちではないとも思う。今もデータは要求しないと出てこないし肝心なものは出し切る」と言う。

相互不信の解消

いる大規模プロジェクトが、このような審議を経て決定されるのか。その過程を、住民が直接確認できる場が確保された意義は大きい。

建設省徳島県事務所の山口修所長は「審議委の一般公開

「議論をして良い方向に向かうのならいいが、全く歩み寄りの出席は関係ない。シンポのようないのやり方には賛同できない場で、県民に話を聞いてもらいたい」と言るのは阿波郷土会の真貫光副会長。「吉野川南岸の近づいたところに意義があると考えており、今後もできる限り出席したい」と語る。

半年前まで市民団体の出席要請を断つてきた状況を考えると、治水安全を高めるのは地域住民の懇願。万全の治水対策を議論の出発点にすべきだ。

行政の現状を察した財團法人日本生態系協会会員、藤枝圭市さん(愛媛県三好郡三加茂町)も「州の自治権が非常に強いなど日本とは制度上で異なる部分も多いが、計画の初期段階から行政が関係住民に積極的に情報を提供する形ができる。住民は行政をしっかりと監視していくが、そのぶん住民も自分たちの責任を強く自覚している」と

する。

フォーラムのあと、寺田氏は「行政と住民の間にある根強い怨恨を乗り越えない」と、欧洲のようにはならない。そこからすべてが始まる」と語った。

は、豊富の済み第10堰改築問題

は、単に堰の行方だけなく、住民参加の行政の在り方を

も問い合わせている。

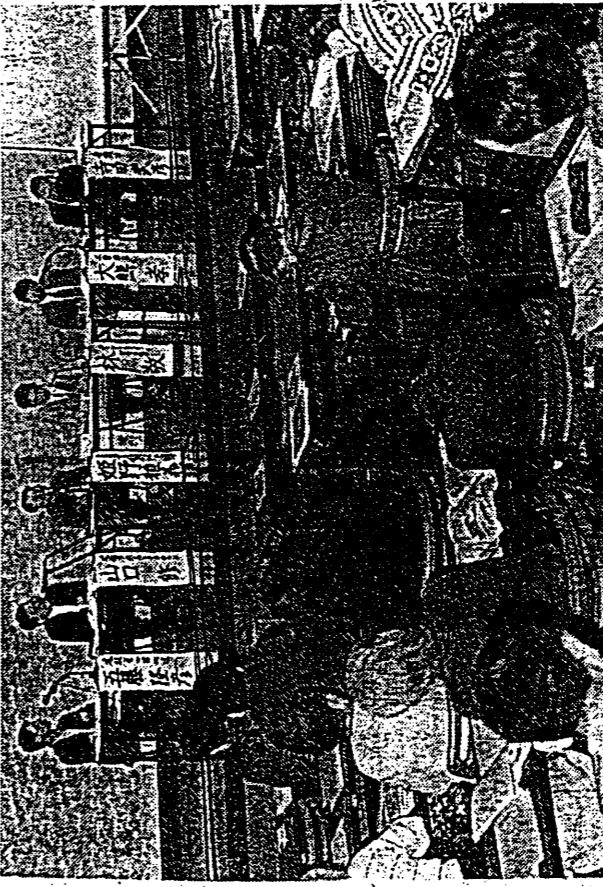
## 行政と住民に新たな関係

### に心開ける式、島嶼全国的

までの市民団体の地道な努力で徐々に共有する情報が増え、ようやく同じ土俵で議論できるようになったといえる。

建設省のシンポジウム出席とともに、画期的な変化として挙げられるのが「吉野川第十堰建設事業審議委員会」の委員長・添田喬徳島文理大学長、十一委員の一般公開。

全国廿カ所のダム・堰事業者が適正かどうか審議するため、建設省が発足させた機関で、県民世論の高まりもあって昨年十一月、十人限り市民の傍聴が認められた。事業費約二千億円と言われ、その是非が問われて



「せき上げ」を中心とした治水問題を論議した吉野川フォーラム=3月24日、県郷土文化会館

あすの徳島を考へる

フォーラム

#### 第十堰改築問題をめぐる最近の論議

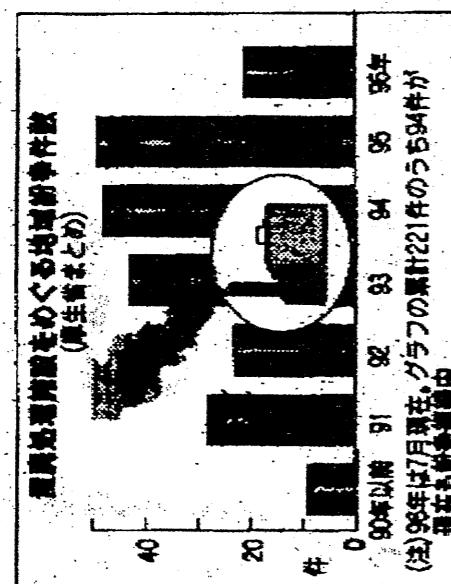
- |         |  |
|---------|--|
| 1993年7月 | 「吉野川シンポジウム」発足による「ダム・堰にみんせ」建設初回意見の会   |
| 1995年7月 | 「吉野川第十堰改築問題」発足による「吉野川第十堰改築問題」発足  |
| 10月     | 吉野川改築委員会会合。非公開   |
| 11月     | 『河口堰の水を考へる』(吉野川シンポジウム)開催。初めて建設省審議委員会の第2回会合。非公開。次回からの一回会合は「吉野川第十堰改築問題」発足による「吉野川第十堰改築問題」発足 |
| 11月     | 第10堰改築委員会の第3回会合。決定された吉野川・第10堰改築問題の主催者は吉野川・第10堰改築問題の主催者。建設省出席                             |
| 96年1月   | 吉野川第十堰改築問題の第3回会合。決定された吉野川・第10堰改築問題の主催者は吉野川・第10堰改築問題の主催者。建設省出席                            |
| 2月      | 吉野川第十堰改築問題の第4回会合。決定された吉野川・第10堰改築問題の主催者は吉野川・第10堰改築問題の主催者。建設省出席                            |
| 3月      | 吉野川第十堰改築問題の第5回会合。決定された吉野川・第10堰改築問題の主催者は吉野川・第10堰改築問題の主催者。建設省出席                            |

卷一百一十五

(4)

96 10 28

第三章 住民の反乱



圖中展示了不同坡度下土壤含水量的分布情况。在0-10cm深度，土壤含水量随坡度增加而降低，从30%（20°）降至25%（45°）。在10-20cm深度，含水量随坡度增加而增加，从35%（20°）升至40%（45°）。在20-30cm深度，含水量随坡度增加而降低，从38%（20°）降至35%（45°）。在30-40cm深度，含水量随坡度增加而增加，从35%（20°）升至38%（45°）。在40-50cm深度，含水量随坡度增加而降低，从38%（20°）降至35%（45°）。

■ ■ ■

国土保全の根柢  
自然の繋がりと人間の関  
係性を保つためには、自然は  
その中で循環する時間尺度で  
十年以上前から長期的な視  
点でつながりを保つことが要  
請される事である。

■ ■ ■

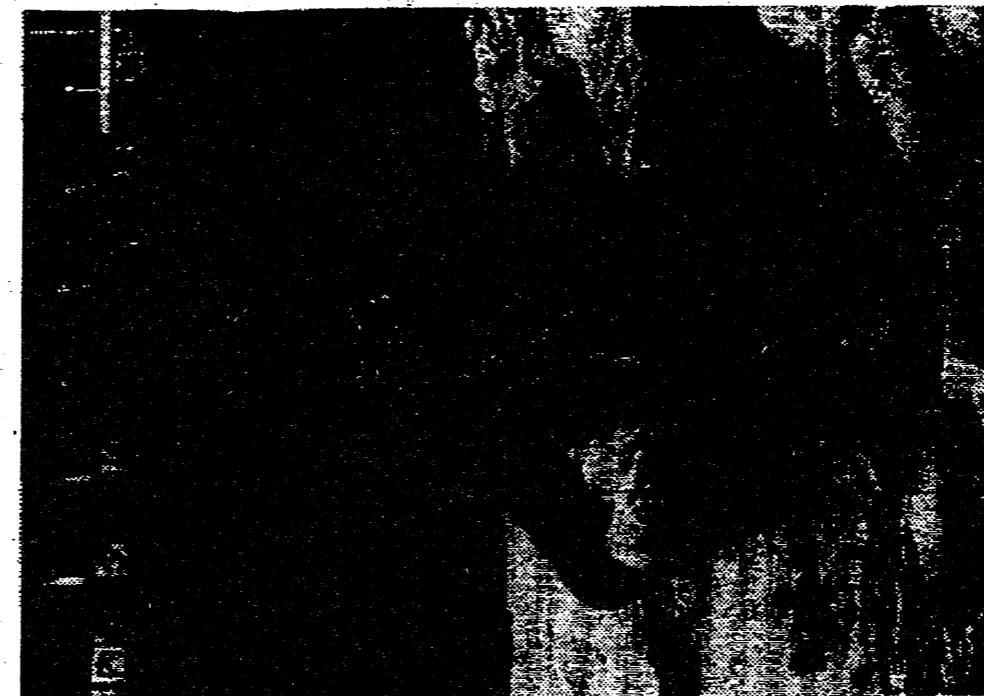
年齢	55歳	性別	女性
既婚	既婚	既婚	既婚
学年	高3	学年	高3
学年	高3	学年	高3
学年	高3	学年	高3

古事記傳説書  
其の高石康夫  
氏「文部省  
上流なるもの  
がたにして  
に於ては

山本嘉次郎 沢木新蔵・宇佐美義  
吉義久(本郷 春水)・喜多川太郎  
猪俣の田舎者 本郷の田舎者(本郷  
吉義久)の「田、分る?」だ。  
坂野義次郎 本郷の「喜多川太郎」

タム・産業待つた

# 正心誠意



ム監視対象の判断に立ち、國・県に登記する藤田萬村長（鳴尾郡木更津町）

三  
洪

おもてなしの心をもつて、  
おもてなしの心をもつて、  
おもてなしの心をもつて、  
おもてなしの心をもつて、

## 地元の同意流れに

卷之三

■ ■ ■

した。第三セクターでは、他の公営や民間の高層ビルで、地元の基盤グループから借りたり、JR四国の町田と田舎町に住むした。第三セクターは、その特徴を活かして、一棟のオフィスビルの所有者として、自らの運営する。田舎町に、高層ビルの建設が大手である。

リサイクル提起の議論が、次々と議論され、その結果、資源循環社会の実現を目指す取り組みが進んでいます。一方で、資源の枯渇や環境汚染などの問題が深刻化する一方で、資源循環社会の実現を目指す取り組みが進んでいます。一方で、資源の枯渇や環境汚染などの問題が深刻化する一方で、資源循環社会の実現を目指す取り組みが進んでいます。

卷之三  
五代十国  
宋  
元  
明  
清  
民国

「子之謂也。」子曰：「是吾師也。」

四庫全書

やむじの「講田実業社」自らの競争力を示すために、  
「アーティスト講田」の講師陣  
が全国巡演を行なって来た。  
井上・吉澤・大谷・佐藤・  
佐藤・吉澤・「吉澤」の子孫  
に加えて、井上・吉澤・  
吉澤・吉澤の四代目講師も  
本校校歌の原曲者である。  
吉澤の「吉澤」は吉澤の孫  
である。吉澤の孫である。

卷之三

正 21 日付始擴大號  
勅 女性たる、生  
業者に就職の際に、「實  
業者としての資本をもつて居  
るが、該事業の  
運営に於て」



このところの連日の猛暑で「一般の都市地域」では水需要が一年で最も大きくなる時期を迎えていた。あえて「一般の都市地域」では……と限定したのは、水需要には地域差があることをまず押さえておきたいからである。たしかに家庭生活用水が最大需要量を記録するのは暑い夏場である。しかし、家庭生活用水のほか都市活動用水を含む全体としての上水道の給水量がピークを記録するのは地域によって異なる。

例えば有明海のノリの加工用に大きな水量を必要とする佐賀県の諸富町、川副町、東与賀町などでは、上水道の給水量がピークを記録するのは、ほぼ毎年十一月の上旬である。多くの地方都市や農山村では、ピークは大晦日によってくる。各地の上水道用水の確保は、こうした地域の水需要の特性と地域の水資源の条件を考慮してすすめられてきた。

ところが日本経済の高度成長期以降、地域の個性と条件を無視して、大規模なダムや用水路の建設による大型水資源開発がすすめられ、広域水道事業に各地の小水道事業が統合されてきた。大規模開発を推進する理由は、水需要の増大に対応して、安定した水資源確保と漏水対策の充実が必要なためだと説かれてきた。はたして本当にやつてくる。各地の上水道用水の確保は、こうした地域の水需要の特性と地域の水資源の条件を考慮してすすめられてきた。

七日も早く明けた。おまけに記録

るとい十六日間も短く、平年より十

わたって延べ十四日間、二十二時

十時の十二時間断水のほか、長

期にわたる減圧給水が行われた。

福岡漏水のあつた七八年には、

この地域にはまったく水不足は起

きなかった。にもかかわらず、九

四年漏水において夜間断水にまで

なった原因は、この間に広域

水道事業である佐賀県東部水道企

業團に加わり、地域の自己水源を

放棄したためである。

佐賀県東部水道企業團の水源は、筑後川上流の江川・寺内ダム

にある。二つのダムは集水面積と

ダム容量にそれぞれ特徴があるが

ら、両方のダムの水を相互に総合

利用し、そこで生み出された水を

筑後大堰で取水するのである。た

しかに通常の年であれば、このシ

ステムは適切に機能した。しかし

私は単純に「ダムはムダだ」と

いうつもりはない。しかし、大規

模水資源開発に巻き込まれた結

果、漏水を呼び寄せてしまった佐

賀東部地域の例は、水問題だけ

なく地域政策全般を再考するのに

格好の材料を提供していると思

う。(佐賀大教授・地域経済学)

にそうだろうか。

十五日におよんだ。

しかし、ここで問題にしたいの

に、福岡市の漏水状況ではなく、

た地域の自己水源を放棄していた

一九九四年、わが国のかなり多

くの地域を襲った漏水の記憶は、

まだ生々しい。福岡管区気象台の

データによれば、九四年の梅雨期

は六月七日～二〇日の二十四日間

で終り、平年の四十日間に比べ

流域の佐賀県東部地域で起きたこ

とである。諸富町、神埼町、東脅

は、福岡市に漏れ落ちた事態が、九四年漏水において筑後川

流域の佐賀県東部地域で起きたこ

とである。諸富町、神埼町、東脅

は、筑後川上流の江川・寺内ダム

は、筑後川上流の江川・寺内ダム

は、筑後川上流の江川・寺内ダム

は、筑後川上流の江川・寺内ダム

は、筑後川上流の江川・寺内ダム

## 都市の論理に巻き込まれ

治体である佐賀市

の持っている自己

水源の運用など)

によって、漏水被害を最小限に收める努力があつて、前述程度の被害に止まつたのであるが。



有効貯水量がゼロになり干上がった寺内ダム(94年9月27日、本社へりから)

## 自己水源まで放棄

正義 蔦川

正義

振村などの十町村では、八月二十六日から九月十五日の間、三次にわたり延べ十四日間、二十二時十時の十二時間断水のほか、長期間にわたる減圧給水が行われた。福岡漏水において夜間断水にまでなった原因は、この間に広域水道事業である佐賀県東部水道企

業團に加わり、地域の自己水源を放棄したためである。かくして「予想外？」の地域で漏水が起きた。それは大都市の野放団な水需要の増大とダムや水路づくり中心の大規模水資源開発を前提に、それを合理化するために、豊かな水源を持つ農村部に将来の過大需要予測を立てさせ、不安をかきたて、大規模開発に無理やり引き込んだ結果である。

私は単純に「ダムはムダだ」というつもりはない。しかし、大規模水資源開発に巻き込まれた結果、漏水を呼び寄せてしまった佐賀東部地域の例は、水問題だけなく地域政策全般を再考するに格好の材料を提供していると思う。(佐賀大教授・地域経済学)

## 水源開発問題全国連絡会大垣市総会宣言（案）

建設省は昨年六月三十日に「ダム事業の評価システムの試行」を発表した。

私たちはこの「試行」の本質が「全国で闘われている水源開発反対運動の切り崩し」と「ダム事業の推進」を目的としていることを読み取り、「この試行の白紙撤回」と「第三者機関による見直し」を建設大臣と内閣総理大臣に求めた。同時に私たちは現地の運動と綿密な連絡を取り合いながら、その進行を厳しく監視してきた。

しかしながら現在既に、沙流川総合開発審議委員会は二風谷ダムの試験湛水を認める答申を出し、苦田ダム建設事業審議委員会と川辺川ダム建設事業審議委員会は、ダム事業の推進に御墨付きを与える答申をおこなっている。

三つの審議委員会に共通していることは、事業の進捗程度を大前提として事業を是認し、その事業の必要性の有無と公聴会等で出された反対意見について、真摯な調査・論議がほとんどなされていないことである。これらの審議委員会の進行は、建設省の試行の建前すら無視している。

建設省はこのような答申を受け、各答申を「最大限尊重する」とし、「事業の推進に邁進する」ことを表明している。建設省の自作自演、なんと滑稽なことか。

この「ダム事業の評価システムの試行」は、「第三者機関による公正な見直し」を求める世論の盛り上がりに対抗し、先ずは建設省が自ら見直しをおこなう、として発足した。それは、「事業の決定権をだれにも渡さない」という建設省の強い意思の産物である。三つの審議委員会答申は建設省の意思と知事の推進論との合併にすぎない。

答申が出たからといって私たちはいささかも揺るぐことはない。地域の闘いはダム事業等の欺瞞性をあばき、確実に世論を喚起している。地域の闘いは、いくつかの審議委員会を当初の思惑通りには進まない状況に追い込んでいる。今や私たちだけでなく、多くの人が「事業の決定権を建設省や知事から国民のもとに返還させること」が本質的課題であることを認識している。

建設省直轄事業のみならず、すべてのダム事業等の決定権は、主権者である私たちが獲得しなければならない。私たちはそれに向け、あらゆることに取り組むことを本日確認した。無駄な水源開発から地域社会を守り、自然を護り、巨額な浪費を止めさせるために。

水源開発問題全国連絡会大垣市総会出席者一同

一九九六年十一月二十三日

## 細川内ダム建設計画に反対する『木頭村』

連絡先 〒771-64 徳島県那賀郡木頭村大字出原字マエダ34番地  
木頭村役場ダム対策室 TEL08846-8-2311 FAX08846-8-2690

### ダム等事業審議会

全国で13の事業が審議対象になっているが、村民・村議会・村理事者が三位一体で反対している細川内ダム建設計画については審議会が設置されていない。昨年の6月に建設省がダムや堰に対する評価システムを新設する方針を決めてから、ダム事業審議委員会の委員に加わるよう今日までに建設省と徳島県からは5回審議委入りの要請が木頭村にあった。しかし、委員選任が公平でなく、ダム計画にお墨付きを与えるだけとして村長と村議会議長は就任を拒否している。

木頭村は既に全国で設置されている12カ所の審議委の動向並びに結果については常に注目をしている。建設省は今後20カ所で審議委設置を予定しているようである。建設省はこの審議委制度をダム・堰の建設事業の流れの一過程としているように見受けられる。このような状況から、細川内ダム事業審議委が設置できないからといって、今更、審議委対象から除くということは非常に難しいと考えられる。

徳島県知事は平成5年11月の木頭村との話し合いで、現地での測量・ボーリング調査を強行してやることはしないと約束している。また、建設省と徳島県は地元代表の入らない審議委員会はあり得ないと述べている。このようなことから計画自体を中止することは今はできないが、今後木頭村が審議委に入らぬことで実質的に細川内ダム建設計画の推進に待ったをかけ続けることになる。

### 最近の運動

徳島県内には細川内ダム建設計画に反対する住民団体が9団体ある。その内の8団体が集まって細川内ダム建設反対県連絡会を昨年の10月に結成した。今年の8月には徳島で第12回水郷水都全国会議が開催され、この時に県連絡会が「ガロの森のオーナー」として立木トラスト運動の募集を開始している。現在全国の582人から1123本の応募があり、今月の10日にはオーナーが参加して木札を樹木に取り付ける「第1回立木トラスト」が行われた。

立木トラスト運動は、開発計画の予定地にある樹木を買い取って計画

の阻止を目指す運動。主には民間によるゴルフ場開発などを防ぐ手段として全国各地で成果を上げている。細川内ダム建設計画のような公共事業では、土地収容法に基づく強制収容の適用が可能なため、今回の運動は阻止行動というよりは、反対姿勢を強くアピールすることを目的としている。

このトラスト運動は、地主から水没予定地内の樹木を県連絡会が買い取り、県連絡会はこの買い取った樹木を、ダム計画反対の賛同者に1本1000円で売買契約を結びオーナーになってもらう。樹木にはオーナーの氏名を書いた木札を取り付けてトラスト対象木であることを明示する。オーナーはこの樹木を伐採してはならず、契約後10年経過するか、細川内ダム計画が中止された場合には、県連絡会に無償で譲渡することになっている。県連絡会は今年度内に2000本を目標にして募集を継続しており、全国の皆様のさらなるご支援ご協力をお願いいたします。

### 立木トラスト契約書

1996年月日

(甲住所) 徳島市中徳島町2丁目15 (TEL0886-54-4554)

(甲氏名) 細川内ダム建設反対徳島県連絡会

代表世話人 大栗丸人

立木オーナー

(乙住所) \_\_\_\_\_

(乙氏名) \_\_\_\_\_ 印

甲、乙は、徳島県那賀郡木頭村に計画されている細川内ダム建設に反対し、那賀川に残された最後の清流と、豊かな自然を守るために下記のとおり契約する。

契約書は2通作成し、甲、乙一部ずつ保管する。

記

1. 甲は、その所有する徳島県那賀郡木頭村所在の立木N.\_\_\_\_\_ (以下本件立木という) を立木1本につき金1,000円で乙に売りわたす。
2. 甲と乙は本件立木につき、乙の所有を公示するため然るべき明認方法を施す。
3. 本件立木の管理はその所在地の山林所有者が行う。
4. 甲は本件立木の前主からの求めがある場合、その他山林保全上のやむおえない場合は乙の承諾なくして本件売買にかかる立木を変更できるものとする。
5. 乙は、本件立木を伐採してはならない。また山林へは甲の許可なしに入山してはならない。
6. 乙は、本契約上の権利を他に譲渡してはならない。
7. 本契約後10年経過するか、細川内ダム建設計画が中止された場合には、乙は本件立木を甲に対し無償で譲渡する。

以上

## 「苦田ダム建設事業審議委員会」について

矢山 有作

苦田ダム反対諸団体のこの一年間の運動は、主として建設省の出席を得てのシンポジウムの開催と苦田ダム建設事業審議委員会への対応であった。ここでは審議委員会をめぐる私たちの運動を中心に報告する。

### 1 審議委員会設置前

1995年6月30日、建設省は「ダム等事業の評価システムの試行」を発表し、7月14日には、河川局長通達により審議委員会の構成等が示され、ダム等事業審議委員会設置の動きが具体化した。

これに対し、水源開発問題全国連絡会（以下、水源連という）は7月26日、野坂建設大臣に面接し、白紙撤回を強く要請したが、要望は聞いておくという程度に終わった。

8月17日、私たちは中国地方建設局に行き、「苦田ダム建設事業審議委員会設置取り止めの要請」書をもって要請すると共に、後任の森建設大臣宛に同要請書を送付した。中国地建は要請を拒否した。

私たちの要請を無視したまま、29日には中国地建に「苦田ダム建設事業審議委員会」を設置した。

### 2 審議委員会発足後

私たちは、審議委員会の活動を阻止することに重点をおき運動を展開した。9月4日、長野知事宛の「苦田ダム建設事業審議委員推薦撤回の要請」をもつて、苦田ダム対策室長に会い、知事の委員辞退と委員の推薦撤回を要請したが、要請は知事に伝えるというに止まった。

9月7日に、4日の知事宛要請と同様の趣旨の「苦田ダム建設事業審議委員辞任の要請」を審議委員に送付すると共に、辞任要請のハガキ運動を展開したが、これらに対する対応は皆無であった。

他方、建設省と県は審議委員会を設置しながら、29日水特法による水源地域の指定を決定、水源地域整備計画決定の作業を進めると共に、現地ではダム関連事業を促進しており、このことに対し10月5日「苦田ダム水源地域指定の撤回と水源地域整備計画決定の中止およびダム関連事業の中止を求める要請」を村山総理、森建設大臣、佐藤中国地方建設局長宛に送付し、文書による回答を求めた。

10月9日には、同様趣旨の知事宛の「苦田ダム水源地域指定の申請の撤回と水源地域整備計画の中止およびダム関連事業推進の中止を求める要請」と「苦田ダム建設事業審議委員会の審議についての要請」の二つの要請書をもって県に申し入れをし、審議についての要請は審議委員に送付したが、いずれも無回答であった。

### 3 第1回審議委員会

第1回審議委員会が10月11日の13時から開催されたので、9日付けの審議につい

ての要請書を携え、傍聴に出向いたが、中国地建職員から傍聴の可否は委員会が決ることだとして拒否された。委員長決定後に小坂委員長に会い要請書を渡し、傍聴許可を求めたが、これも拒否された。

翌12日の各紙の報道によると、この日の会議は、委員会の公開、非公開の論議に大半の時間を要したようである。委員会の公開については、一般市民には報道機関を通じて行きわたるという理由で、一般公開は認めず、報道機関にのみ原則公開とし、委員長判断で非公開とすることもある、委員の個人名を出した報道は控えてもらう、地元の人に意見を述べる機会をもうける（この部分は議事要旨には欠落している）ということになり、あとは、現段階での審議委員会の設置を疑問視する発言や、ダムの是非を論ずる審議を拒否するような発言が続出すると共に、発電施設の併設や積極的事業推進の要請もあり、この日予定されていた委員会の運営方法や審議の進め方は次回に持ち越されたと報じている。

委員会は16時頃には終わったようであるが、委員会の終了も、終了後の委員長の記者会見も、私たちには気がつかれぬように行われ、正確な終了時刻は不明である。

### 4 第1回審議委員会後

11月10日「苦田ダム建設事業審議委員会の審議についてのご質問」を審議委員宛に送り、苦田ダム建設事業審議委員会の現時点での設置に対する見解、一般非公開の決定理由等7項目に対し、同月20日を目途に文書による回答を求めたが、無回答であった。

29日には、慎重な審議を求めて、苦田ダム計画への疑惑、苦田ダムへの反対提案を記述した「要請書」を審議委員に送付するとともに、小坂委員長には直接要請すべく、岡山大学に行ったが、不在。秘書は要請書の受け取りさえ拒否したが、押し問答のすえ要請書を渡した。なお、本要請書は中国地建にも送付した。

さらに、同日、第1回審議委員会に関する「抗議声明」を発表した。声明は総理、建設大臣、中国地建局長にも送付した。

1996年度政府予算案の発表をうけ、審議委員会による事業再評価を言いながら、他方ではダム事業推進の予算を計上するという矛盾に対し強く抗議し、「1996年度の苦田ダム事業関係予算計上に対する抗議と要請」を12月26日、総理をはじめ関係機関に送付し、県・苦田ダム工事事務所には直接出向いて強く抗議するとともに要請書を渡した。

### 5 第2回審議委員会

1996年5月30日13時開催の高梁川総合開発事業審議委員会のあと、同一場所で15時から開かれた。私たちは、審議の全面公開、公聴会の開催等5項目の「審議委員会の民主的運営に関する申入書」を携えて傍聴に行ったが、中国地建側職員に阻止されて会場に入ることができなかった。申入書を審議委員に渡す約束で中国地建職員にあづけたが、申入書は無視されたままである。

翌31日の各紙の報道によると、中国地建から苦田ダム建設事業の内容説明と反対する住民団体が審議委員会に提出していた（11月29日付の文書）ダム計画への疑問点についての見解が示された。委員は説明を聞くのみで、ダム事業についての質疑や意見は全くなく、ダムの早期実施を求める発言ばかりで、小坂委員長も、「苦田ダムは既に所定の手続きを終え、関係機関で事業を決議している。また関係町行政も建設に賛成している。ダ